

# 高知県地域防災計画

## (震災対策編)

平成18年5月修正

高知県防災会議

# 目 次

## 第 1 編 総 則

|       |                           |      |
|-------|---------------------------|------|
| 第 1 章 | 計画の趣旨                     |      |
| 第 1 節 | 計画の目的                     | P 1  |
| 第 2 節 | 計画の構成                     | P 1  |
| 第 3 節 | 重点を置くべき事項                 | P 1  |
| 第 4 節 | 計画の効果的な推進                 | P 2  |
| 第 5 節 | 計画の修正                     | P 2  |
| 第 2 章 | 高知県の特性                    |      |
| 第 1 節 | 地質、地層構造                   | P 4  |
| 第 2 節 | 災害の特徴                     | P 5  |
| 第 3 章 | 予想される災害                   |      |
| 第 1 節 | 地震被害想定結果の概要               | P 6  |
| 第 2 節 | 津波浸水予測の概要                 | P 10 |
| 第 4 章 | 高知県防災会議                   | P 12 |
| 第 5 章 | 防災関係機関                    |      |
| 第 1 節 | 防災関係機関の責務                 | P 13 |
| 第 2 節 | 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱     | P 14 |
| 第 6 章 | 住民、事業所の責務                 | P 20 |
| 第 7 章 | 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備<br>計画 | P 21 |

## 第 2 編 災害予防対策

|       |               |      |
|-------|---------------|------|
| 第 1 章 | 地域防災体制の確立     |      |
| 第 1 節 | 防災まちづくり       | P 22 |
| 第 2 節 | 防災知識の日常化      | P 24 |
| 第 3 節 | 実践的な防災訓練の実施   | P 25 |
| 第 4 節 | 自主的な防災活動への支援  | P 26 |
| 第 5 節 | 自発的な支援への環境整備  | P 27 |
| 第 6 節 | 防災情報ネットワークの整備 | P 28 |
| 第 2 章 | 予防対策の推進       |      |
| 第 1 節 | 火災予防対策        | P 29 |
| 第 2 節 | 津波災害予防対策      | P 31 |

|      |                    |       |
|------|--------------------|-------|
| 第3節  | 危険物等災害予防対策         | P 3 4 |
| 第4節  | 建築物等災害予防対策         | P 3 5 |
| 第5節  | 地盤災害等予防対策          | P 3 6 |
| 第6節  | 公共土木施設等の災害予防対策     |       |
| 6-1  | 公共土木施設等の対策         | P 3 7 |
| 6-2  | ライフライン等の対策         | P 3 8 |
| 6-3  | 県が管理又は運営する施設に関する対策 | P 3 9 |
| 第7節  | 緊急輸送活動             | P 4 1 |
| 第8節  | 避難対策               | P 4 2 |
| 第9節  | 防災活動体制の整備          | P 4 3 |
| 第10節 | 地域への救援対策           |       |
| 10-1 | 飲料水、食料等の確保         | P 4 4 |
| 10-2 | 消毒、保健衛生体制          | P 4 4 |
| 10-3 | し尿処理及び清掃活動         | P 4 4 |
| 10-4 | 医療対策               | P 4 5 |
| 第11節 | 災害時要援護者対策          | P 4 8 |

## 第3編 災害応急対策

### 第1章 災害時応急活動

|      |                  |       |
|------|------------------|-------|
| 第1節  | 活動体制の確立          |       |
| 1-1  | 初動体制の確立          | P 5 0 |
| 1-2  | 災害対策本部の設置        | P 5 1 |
| 1-3  | 防災関係機関の応援・協力体制   | P 5 7 |
| 第2節  | 情報の収集・伝達         | P 5 8 |
| 第3節  | 通信連絡             | P 6 1 |
| 第4節  | 応援要請             | P 6 2 |
| 第5節  | 広報活動             | P 6 4 |
| 第6節  | 避難活動等            |       |
| 6-1  | 避難勧告・指示          | P 6 6 |
| 6-2  | 避難場所の運営          | P 6 7 |
| 第7節  | 災害拡大防止活動         |       |
| 7-1  | 消防活動             | P 6 8 |
| 7-2  | 水防活動             | P 6 8 |
| 7-3  | 人命救助活動           | P 6 8 |
| 7-4  | 被災建築物に対する応急危険度判定 | P 6 9 |
| 7-5  | 被災宅地の応急危険度判定     | P 6 9 |
| 第8節  | 緊急輸送活動           | P 7 0 |
| 第9節  | 交通確保対策           | P 7 2 |
| 第10節 | 社会秩序維持活動等        | P 7 4 |

|        |                  |       |
|--------|------------------|-------|
| 第 11 節 | 地域への救援活動         |       |
| 11 - 1 | 物資の確保、調達         | P 7 5 |
| 11 - 2 | 物価の安定等           | P 7 6 |
| 11 - 3 | 医療・助産            | P 7 7 |
| 11 - 4 | 消毒・保健衛生          | P 7 7 |
| 11 - 5 | 廃棄物処理            | P 7 7 |
| 11 - 6 | 遺体の検案等           | P 7 8 |
| 11 - 7 | 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 | P 7 8 |
| 11 - 8 | 応急仮設住宅等          | P 7 9 |
| 第 12 節 | 資機材、人員等の配備手配     | P 8 0 |
| 第 13 節 | ライフライン等施設の応急対策   |       |
| 13 - 1 | 電力施設             | P 8 1 |
| 13 - 2 | ガス施設             | P 8 1 |
| 13 - 3 | 上・下水道施設          | P 8 2 |
| 13 - 4 | 工業用水道施設          | P 8 2 |
| 13 - 5 | 通信施設             | P 8 3 |
| 第 14 節 | 教育対策             | P 8 4 |
| 第 15 節 | 労務の提供            | P 8 5 |
| 第 16 節 | 災害時要援護者への配慮      | P 8 5 |
| 第 17 節 | 災害応急金融対策         | P 8 6 |
| 第 18 節 | 災害応急融資           | P 8 7 |
| 第 19 節 | 二次災害の防止          | P 8 8 |
| 第 20 節 | 自発的支援の受入れ        | P 8 9 |

|       |              |       |
|-------|--------------|-------|
| 第 2 章 | 自衛隊の災害派遣     |       |
| 第 1 節 | 災害派遣要請ができる範囲 | P 9 0 |
| 第 2 節 | 災害派遣要請の手続き   | P 9 1 |
| 第 3 節 | 派遣部隊の受入体制    | P 9 2 |
| 第 4 節 | 派遣部隊の業務及び撤収等 | P 9 2 |

## 第 4 編 災害復旧・復興対策

|       |                |       |
|-------|----------------|-------|
| 第 1 章 | 災害復旧対策         |       |
| 第 1 節 | 復旧・復興の基本的方針の決定 | P 9 4 |
| 第 2 節 | 迅速な原状復旧の進め方    | P 9 4 |
| 第 2 章 | 復興計画           |       |
| 第 1 節 | 復興計画の進め方       | P 9 6 |
| 第 2 節 | 被災者等の生活再建等の支援  | P 9 7 |

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 | P 9 8 |
|-------------------------|-------|

## 第5編 重点的な取り組み

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 第1章 強い揺れから身を守る対策      |         |
| 1-1 建物の倒壊から身を守る       | P 9 9   |
| 1-2 家具等の転倒から身を守る      | P 9 9   |
| 1-3 揺れを感じたときの行動を身につける | P 9 9   |
| 1-4 火災による被害をおさえる      | P 1 0 0 |
| 第2章 大津波から避難する対策       |         |
| 2-1 津波の危険性を知る         | P 1 0 1 |
| 2-2 津波の発生を知る          | P 1 0 2 |
| 2-3 津波から避難をする         | P 1 0 2 |
| 2-4 避難の安全性を高める        | P 1 0 3 |
| 第3章 震災に強い人・地域づくり対策    |         |
| 3-1 学校・地域での防災教育       | P 1 0 4 |
| 3-2 一般住民への防災教育        | P 1 0 4 |
| 3-3 防災のエキスパートの養成      | P 1 0 5 |
| 3-4 防災の視点に立った公共施設の整備  | P 1 0 5 |
| 3-5 技術的・財政的支援         | P 1 0 5 |

別 表

資 料

# 第1編 総則

## 第1章 計画の趣旨

計画の目的や効果的な推進及び重点を置くべき事項等について定めます。

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、本県の地域にかかる地震災害から、県民の生命、身体及び財産を保護するために、本県において防災上必要な諸施策の基本を、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、本県の地震災害に対処する能力の増強を図ることを目的とします。

また、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「特別措置法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域（本県においては全市町村）について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

### 第2節 計画の構成

- 本計画は、「一般対策編」、「火災及び事故災害対策編」、「震災対策編」及び「資料編」で構成します。
- 震災対策編は、地震対策における計画としています。なお、この計画に定めがない事項については、「一般対策編」及び「火災及び事故災害対策編」に記述しています。
- 特別措置法に基づく「東南海・南海地震防災対策推進計画」は、「震災対策編」に含まれています。（平成16年7月に作成した「東南海・南海地震防災対策推進計画編」は、「震災対策編」に統合しました。）

### 第3節 重点を置くべき事項

- 本県は南海トラフを震源とする地震に、100年～150年の周期で繰り返し襲われています。地震による家屋の倒壊や津波により、多大な人

命及び財産を失ってきています。

- このため、本県においては、「生命の安全確保」を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難対策、人づくり・地域づくり対策について、ソフト対策を優先しながら、ソフト対策を補完するものとして効果的なハード対策を推進し、減災に向けた施策の一層の充実を図ります。
- 過去に発生した南海地震は、東海地震や東南海地震と同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生しています。このため、こうした可能性を考慮するとともに、被害の広域性や地域の孤立などの災害特性なども踏まえて、対策を進めていきます。

#### 第4節 計画の効果的な推進

- 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、本計画に記述される地域の実態を踏まえ、防災業務計画に修正を加えるものとします。
- 市町村は、それぞれの市町村の地域の自然的、社会的条件等を踏まえて本計画に記述する各事項を検討し、市町村地域防災計画に修正を加えるものとします。
- 防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため他機関との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとします。

- (1) 本計画に基づくアクションプラン(実践的応急活動要領を意味します。以下同じ。)の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- (2) 計画、アクションプランの定期的な点検
- (3) 他の計画(開発計画、投資計画等)の防災の観点からのチェック

#### 第5節 計画の修正

- 本計画は地震に関する経験と対策の積重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第40条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えます。

[注 記] 本計画における用語について

住 民 ・ ・ ・ ・ ・ 県の地域に住所を有する者、他県から県の地域に通学・通勤する者及び災害時に県の地域に滞在する者等も含めます。

災害時要援護者 ・ ・ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、防災知識の習得、災害発生時の危険の察知や迅速な行動が困難なため、身を守るために援護が必要な方です。

防災関係機関 ・ ・ ・ 国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関をいいます。

関係機関 ・ ・ ・ ・ ・ 防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいいます。

県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等をいいます。

市町村 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 市町村の部課、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団を含む。）をいいます。

自衛隊 ・ ・ ・ ・ ・ 陸上、海上及び航空自衛隊をいいます。

ライフライン ・ ・ ・ 電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいいます。

## 第2章 高知県の特性

地質、地層構造及び災害の特徴について記述します。

### 第1節 地質、地層構造(詳細については、資料編参照)

本県の地質には、基盤岩類を三地帯に分けるほぼ東西性の二大構造線があり、北側を中央構造線、南側を仏像構造線と呼びます。

これらの構造線によって、高知県は北から三波川(さんばがわ)帯、秩父帯及び四万十帯に分かれます。

以上の基盤岩類を被覆して、各帯には不規則に分布する未固結堆積物の第四系と、また四万十帯には未固結ないし固結堆積物の鮮新統が分布します。

本県は、山地面積が大きい県です。最大の高知平野の東部は、物部川下流の扇状地性平野であり、砂礫質の地域が広く、地盤は地震に対して強いと考えられています。

高知市の地域では国分川下流部のデルタ性平野が広がり、地盤は軟弱かつ満潮面以下の地域もあります。各地の中小河川の下流部には軟弱な地盤の分布するところもあり、場所によっては液状化現象が発生しやすくなっています。

四万十川河谷の平野にも軟弱地盤が広く分布し、過去に地震による木造建築物の大きな被害が知られています。

山間の河川は四万十川とその支流に代表されるように、河道が山地にくいこんだまま蛇行している嵌入蛇行の典型例として知られています。これは山地の隆起を物語っています。

県東部の海岸線は室戸半島の西岸に代表されるように、地震時に隆起した岩石海岸であり、波蝕台が長く連なっています。高知平野の海岸線は平滑な砂礫浜の海岸線が特徴的です。高知以西では沈水したりアス式海岸線が特徴的であり、湾入部は津波被害をくりかえしてきました。室戸半島や足摺岬などには数段の河岸段丘が発達し、間欠的な隆起をくりかえして来たことを示しています。

## 第2節 災害の特徴

### (1) 南海トラフを震源とする地震

○この地震は、100年から150年の周期で繰り返し発生しており、次に発生する時期や規模について、地震調査研究推進本部(平成18年1月)から発表されています。

◇今後30年以内の発生確率：50%程度

○震度5弱～6強(一部では震度7)の地震動が予測されます。

◇地盤が軟弱な河川流域の平野部に人口が集中しているため、液状化による家屋倒壊などで大規模な被害が発生する可能性があります。

○地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは、6～8m、ところによっては10mを超える非常に高い津波高が予測されます。

○近年で大きな被害を受けた事例

◇昭和21年の南海地震による被害

(死者・行方不明者679人、負傷者1,836人)

### (2) 日向灘を震源とする地震

○地震調査研究推進本部(平成17年9月)が公表した、日向灘の地震を想定した強震動評価で、震度5強以上の揺れに見舞われると予測された地域は以下のとおりです。

震度6弱 宿毛市、土佐清水市、大月町

震度5強 四万十市、三原村

○日向灘を震源とする地震により発生する津波で、被害が発生する可能性があります。

### (3) 海外など遠隔地で発生した地震による被害

◇昭和35年チリ地震津波は、地震の約1日後、津波が日本の各地に押し寄せ、本県においても、家屋が倒壊したり、床上、床下浸水が発生しました。

### 第3章 予想される災害

#### 第1節 地震被害想定結果の概要

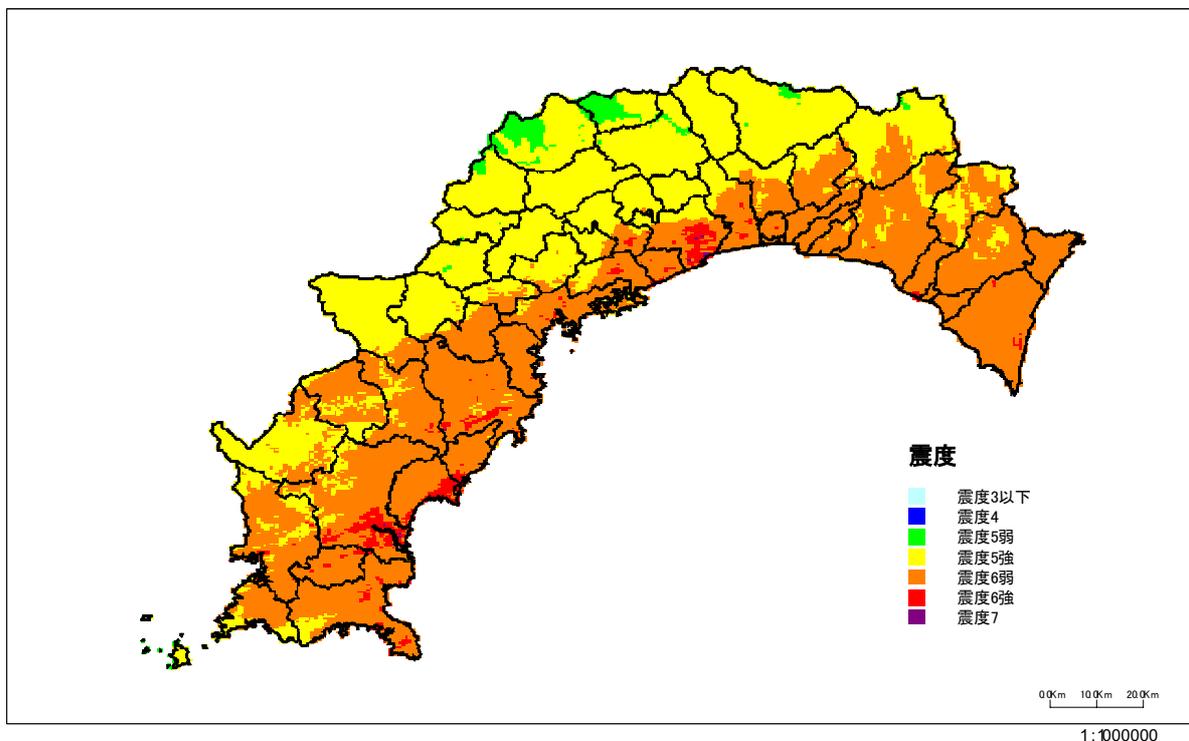
地震防災対策の基礎資料とすることを目的に、第2次高知県地震対策基礎調査（平成16年3月）を実施し、次に発生が予想される南海地震による地震動及び津波に関する被害想定を行いました。

#### 1 想定される地震動及び津波

##### (1) 地震動

高知県としては、地震動解析による検討の結果、国の中央防災会議が採用している震源モデル（東南海・南海地震が同時に連続して発生するケース（以下「中防モデル」という。))よりも、震度が大きく、揺れの強い安政南海地震（1854年、マグニチュード8.4）を再現した震源モデル（南海地震が単独で発生するケース（以下「高知県モデル」という。))を被害想定等のための震源として想定することが地震対策上適当と考え、採用しました。

高知県モデルによって求められた震度分布は、次のとおりです。

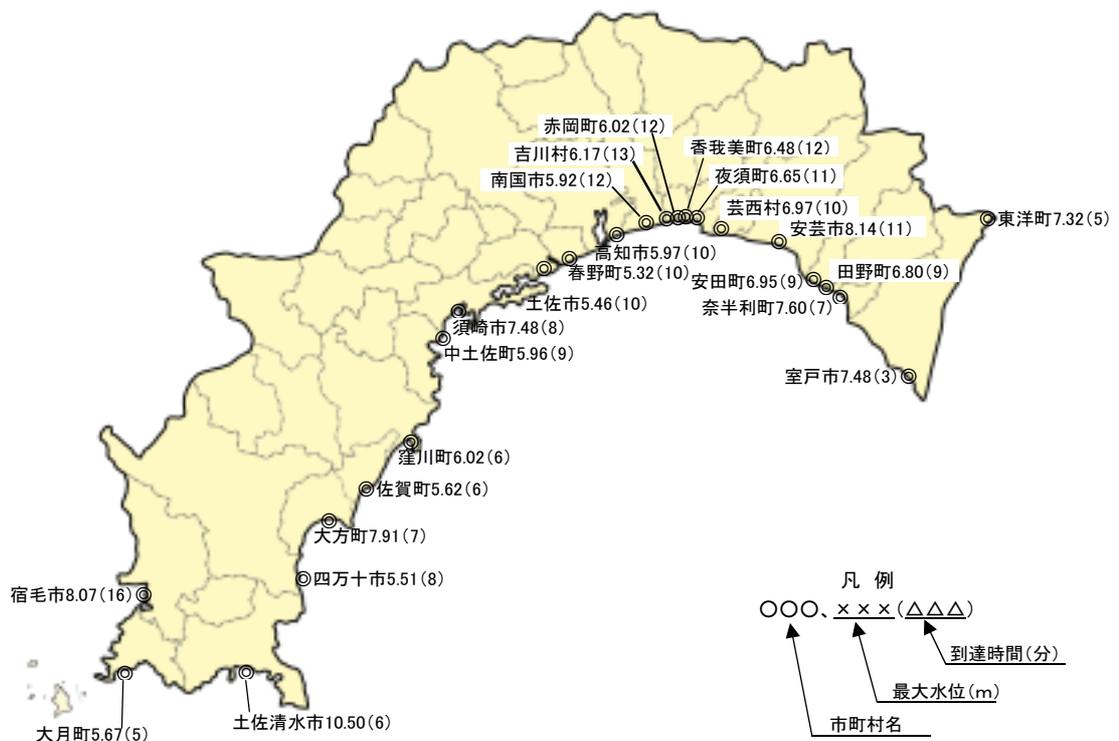


## (2) 津波

本県では、中防モデルの検討も行いつつ、高知県沿岸における歴史津波の再現性を重視し、既往最大級の津波である安政南海地震を想定した高知県モデルを採用しました。

ただし、沿岸が東西に長いことを考慮し、波源位置を南海トラフに沿って移動（5か所）させ、その中の最高津波高の最高値をその評価点における最高津波高とすることにしました。

これによって、求められた各市町村の沿岸線での津波の最大水位及び津波到達時間は次のとおりです。



- 注) 1 設定した津波の高さは、最悪の場合を想定し、満潮時に津波がきたという想定で被害想定を行うため、T.P. ±0.0mで計算した値に満潮位面を加えました。(※T.P.: 東京湾平均海面)
- 2 津波の到達時間は、過去の被災事例から、犠牲者が発生している水位上昇50cmを津波の到達時間とすることにし、各市町村において、この水位上昇が発生した時間の最短時間を津波の到達時間としました。
- 3 市町村名は、平成17年4月現在で表示。

## 2 被害想定

想定される地震動や津波から、建物及び人的被害の想定などを行いました。  
 主な概要は、次のとおりです。

### (1) 建物被害

地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代、木造・非木造の構成比や木造建物の密度、地域の消防力、危険度ランク等を考慮し求めました。

また、津波による建物の被害は、過去の津波の被害事例に基づいた浸水深（津波により浸水する深さ）と被害区分との関係から求めました。

| 市・郡     | 町・村   | 建物棟数    |         |         | 揺れによる建物被害(棟) |        | 火災による建物焼失(棟) |        |       | がけ崩れによる建物被害(棟) |       | 液状化による被害(棟) | 津波による建物被害(棟) |        |        |
|---------|-------|---------|---------|---------|--------------|--------|--------------|--------|-------|----------------|-------|-------------|--------------|--------|--------|
|         |       | 総数      | 木造      | 非木造     | 内訳           | 全壊     | 半壊           | 冬18時   | 冬5時   | 春夏秋の昼          | 全壊    | 半壊          | 全壊           | 全壊     | 半壊     |
| 全 県 集 計 |       | 532,941 | 414,814 | 118,127 |              | 31,191 | 50,983       | 14,042 | 2,712 | 8,329          | 9,942 | 23,189      | 2,132        | 35,735 | 11,750 |
| 高知市     |       | 106,895 | 62,256  | 44,639  |              | 7,495  | 10,232       | 5,337  | 1,091 | 3,237          | 1,113 | 2,598       | 629          | 7,454  | 718    |
| 室戸市     |       | 21,464  | 19,711  | 1,753   |              | 1,209  | 2,937        | 303    | 14    | 129            | 487   | 1,136       | 54           | 1,136  | 591    |
| 安芸市     |       | 20,935  | 18,544  | 2,391   |              | 2,133  | 3,515        | 852    | 154   | 502            | 164   | 383         | 86           | 4,188  | 1,267  |
| 南国市     |       | 47,944  | 36,547  | 11,397  |              | 3,102  | 5,206        | 1,171  | 184   | 671            | 327   | 762         | 157          | 777    | 1,760  |
| 土佐市     |       | 27,668  | 23,167  | 4,501   |              | 2,135  | 3,378        | 995    | 199   | 599            | 528   | 1,232       | 120          | 353    | 1,182  |
| 須崎市     |       | 23,294  | 17,963  | 5,331   |              | 2,487  | 3,043        | 1,795  | 476   | 1,158          | 659   | 1,537       | 111          | 4,493  | 691    |
| 中村市     |       | 21,039  | 13,303  | 7,736   |              | 2,365  | 2,436        | 919    | 218   | 575            | 817   | 1,906       | 163          | 944    | 393    |
| 宿毛市     |       | 17,551  | 13,330  | 4,221   |              | 952    | 1,688        | 207    | 29    | 116            | 689   | 1,607       | 66           | 1,494  | 325    |
| 土佐清水市   |       | 11,435  | 10,522  | 913     |              | 1,209  | 1,480        | 344    | 85    | 212            | 514   | 1,199       | 57           | 2,242  | 171    |
| 安芸郡     | 東洋町   | 2,127   | 2,037   | 90      |              | 118    | 270          | 3      | —     | —              | 251   | 586         | 8            | 434    | 33     |
| 安芸郡     | 奈半利町  | 3,328   | 2,891   | 437     |              | 129    | 339          | 42     | 1     | 21             | 14    | 32          | 13           | 412    | 446    |
| 安芸郡     | 田野町   | 3,241   | 2,803   | 438     |              | 150    | 382          | 78     | 9     | 43             | 4     | 9           | 13           | 817    | 474    |
| 安芸郡     | 安田町   | 5,106   | 4,589   | 517     |              | 314    | 728          | 93     | 16    | 52             | 91    | 212         | 31           | 600    | 350    |
| 安芸郡     | 北川村   | 621     | 474     | 147     |              | 22     | 59           | —      | —     | —              | 71    | 166         | 2            | 0      | 0      |
| 安芸郡     | 馬路村   | 819     | 803     | 16      |              | 30     | 77           | —      | —     | —              | 8     | 18          | 1            | 0      | 0      |
| 安芸郡     | 芸西村   | 1,748   | 1,348   | 400     |              | 7      | 26           | —      | —     | —              | 11    | 27          | 5            | 213    | 70     |
| 香美郡     | 赤岡町   | 2,275   | 1,723   | 552     |              | 56     | 175          | 51     | 3     | 26             | 1     | 3           | 5            | 706    | 508    |
| 香美郡     | 香我美町  | 9,326   | 7,616   | 1,710   |              | 252    | 805          | 15     | —     | 3              | 36    | 83          | 38           | 591    | 264    |
| 香美郡     | 土佐山田町 | 11,759  | 10,461  | 1,298   |              | 133    | 481          | 1      | —     | —              | 56    | 130         | 14           | 0      | 0      |
| 香美郡     | 野市町   | 12,583  | 9,285   | 3,298   |              | 538    | 1,172        | 112    | 5     | 44             | 8     | 19          | 26           | 46     | 71     |
| 香美郡     | 夜須町   | 4,739   | 3,979   | 760     |              | 148    | 462          | 2      | —     | —              | 16    | 38          | 16           | 782    | 74     |
| 香美郡     | 香北町   | 7,534   | 6,302   | 1,232   |              | 99     | 407          | 2      | —     | —              | 113   | 265         | 1            | 0      | 0      |
| 香美郡     | 吉川村   | 1,429   | 1,003   | 426     |              | 15     | 50           | 1      | —     | 1              | 1     | 3           | 2            | 654    | 173    |
| 香美郡     | 物部村   | 2,649   | 2,549   | 100     |              | 20     | 94           | —      | —     | —              | 66    | 153         | —            | 0      | 0      |
| 長岡郡     | 本山町   | 5,154   | 4,555   | 599     |              | 14     | 87           | —      | —     | —              | 114   | 265         | 2            | 0      | 0      |
| 長岡郡     | 大豊町   | 11,932  | 11,177  | 755     |              | 24     | 168          | —      | —     | —              | 346   | 807         | —            | 0      | 0      |
| 土佐郡     | 鏡村    | 1,956   | 1,654   | 302     |              | 13     | 61           | —      | —     | —              | 46    | 106         | 1            | 0      | 0      |
| 土佐郡     | 土佐山村  | 1,646   | 1,573   | 73      |              | 8      | 46           | —      | —     | —              | 23    | 54          | —            | 0      | 0      |
| 土佐郡     | 土佐町   | 2,213   | 1,906   | 307     |              | 3      | 15           | —      | —     | —              | 220   | 512         | —            | 0      | 0      |
| 土佐郡     | 大川村   | 259     | 210     | 49      |              | —      | 1            | —      | —     | —              | 27    | 63          | 0            | 0      | 0      |
| 土佐郡     | 本川村   | 742     | 674     | 68      |              | 1      | 7            | —      | —     | —              | 19    | 44          | 0            | 0      | 0      |
| 吾川郡     | 伊野町   | 17,771  | 14,373  | 3,398   |              | 748    | 1,485        | 466    | 76    | 270            | 270   | 629         | 93           | 0      | 0      |
| 吾川郡     | 池川町   | 1,169   | 1,145   | 24      |              | 4      | 23           | —      | —     | —              | 143   | 333         | 0            | 0      | 0      |
| 吾川郡     | 春野町   | 11,534  | 8,709   | 2,825   |              | 1,136  | 1,572        | 110    | 5     | 47             | 41    | 96          | 56           | 1,005  | 221    |
| 吾川郡     | 吾川村   | 2,107   | 1,919   | 188     |              | 8      | 49           | —      | —     | —              | 114   | 267         | —            | 0      | 0      |
| 吾川郡     | 吾北村   | 6,480   | 5,616   | 864     |              | 31     | 171          | —      | —     | —              | 256   | 597         | —            | 0      | 0      |
| 高岡郡     | 中土佐町  | 8,732   | 8,200   | 532     |              | 644    | 1,102        | 430    | 68    | 249            | 224   | 522         | 45           | 2,386  | 1,264  |
| 高岡郡     | 佐川町   | 16,108  | 13,618  | 2,490   |              | 133    | 542          | 4      | —     | —              | 82    | 191         | 67           | 0      | 0      |
| 高岡郡     | 越知町   | 9,904   | 8,123   | 1,781   |              | 54     | 269          | —      | —     | —              | 124   | 290         | 16           | 0      | 0      |
| 高岡郡     | 窪川町   | 20,119  | 16,687  | 3,432   |              | 1,507  | 2,350        | 349    | 41    | 188            | 89    | 207         | 105          | 613    | 169    |
| 高岡郡     | 檮原町   | 5,984   | 5,534   | 450     |              | 55     | 229          | 2      | —     | —              | 49    | 114         | 3            | 0      | 0      |
| 高岡郡     | 大野見村  | 2,657   | 2,410   | 247     |              | 80     | 236          | 25     | —     | 9              | 44    | 102         | 4            | 0      | 0      |
| 高岡郡     | 東津野村  | 1,107   | 1,075   | 32      |              | 11     | 46           | —      | —     | —              | 85    | 197         | 1            | 0      | 0      |
| 高岡郡     | 葉山村   | 1,836   | 1,788   | 48      |              | 53     | 109          | —      | —     | —              | 73    | 169         | 12           | 0      | 0      |
| 高岡郡     | 仁淀村   | 1,737   | 1,618   | 119     |              | 10     | 52           | —      | —     | —              | 87    | 204         | —            | 0      | 0      |
| 高岡郡     | 日高村   | 7,025   | 5,413   | 1,612   |              | 44     | 219          | 2      | —     | —              | 299   | 698         | 26           | 0      | 0      |
| 幡多郡     | 佐賀町   | 1,643   | 1,330   | 313     |              | 65     | 131          | 2      | —     | —              | 308   | 718         | 7            | 219    | 254    |
| 幡多郡     | 大正町   | 2,184   | 2,092   | 92      |              | 77     | 200          | 6      | 1     | 4              | 209   | 488         | 3            | 0      | 0      |
| 幡多郡     | 大方町   | 11,579  | 9,785   | 1,794   |              | 1,083  | 1,668        | 317    | 37    | 173            | 118   | 275         | 52           | 3,155  | 271    |
| 幡多郡     | 大月町   | 4,920   | 4,271   | 649     |              | 122    | 338          | 6      | —     | —              | 141   | 330         | 8            | 21     | 10     |
| 幡多郡     | 十和村   | 3,876   | 3,280   | 596     |              | 72     | 242          | —      | —     | —              | 218   | 508         | 4            | 0      | 0      |
| 幡多郡     | 西土佐村  | 2,127   | 1,978   | 149     |              | 1      | 9            | —      | —     | —              | 72    | 169         | 3            | 0      | 0      |
| 幡多郡     | 三原村   | 931     | 895     | 36      |              | 72     | 114          | —      | —     | —              | 56    | 130         | 6            | 0      | 0      |

(注) 市町村は、平成16年3月現在の市町村区分で表示。

表中「—」は、若干ですが建物被害が生じる可能性があることを表しています。

(2) 人的被害

地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、①揺れ（建物倒壊）によるもの、②がけ崩れによるもの、③火災によるものが支配的です。

津波による人的被害も、基本的には、津波来襲時に建物が津波によって倒壊し、建物の中にいる人が被害を受ける場合の想定です。

| 市・郡       | 町・村 | 平成12年国勢調査 |         | 揺れ(建物倒壊)による死傷者数 |       |      |         | がけ崩れによる死傷者数 |         | 火災による死傷者数 |      |      |         |     |       | 津波による死者数(人) |       |           |       |
|-----------|-----|-----------|---------|-----------------|-------|------|---------|-------------|---------|-----------|------|------|---------|-----|-------|-------------|-------|-----------|-------|
|           |     |           |         | 死者数(人)          |       |      | 負傷者数(人) | 死者数(人)      | 負傷者数(人) | 死者数(人)    |      |      | 負傷者数(人) |     |       | 避難意識が高い場合   |       | 避難意識が低い場合 |       |
|           |     | 総数        | 木造全壊による | 非木造全壊による        | 冬の夕方  | 冬の早朝 |         |             |         | 春夏秋冬の昼間   | 冬の夕方 | 冬の早朝 | 春夏秋冬の昼間 | 早朝  | 昼間    | 早朝          | 昼間    |           |       |
|           |     |           |         |                 |       |      | 人口      | 世帯数         |         |           |      |      |         |     |       |             |       |           |       |
| 全 県       |     | 813,949   | 319,873 | 1,807           | 1,710 | 97   | 9,343   | 683         | 853     | 771       | 148  | 458  | 2,947   | 570 | 1,748 | 3,404       | 3,095 | 6,989     | 6,354 |
| 高知市       |     | 330,654   | 140,388 | 353             | 301   | 52   | 4,267   | 76          | 95      | 294       | 60   | 178  | 1,121   | 229 | 680   | 949         | 863   | 2,336     | 2,123 |
| 室戸市       |     | 19,472    | 7,906   | 81              | 80    | 1    | 281     | 33          | 42      | 17        | 1    | 7    | 64      | 3   | 27    | 91          | 82    | 148       | 135   |
| 安芸市       |     | 21,321    | 8,279   | 140             | 139   | 1    | 371     | 11          | 14      | 47        | 8    | 28   | 179     | 32  | 105   | 443         | 403   | 736       | 669   |
| 南国市       |     | 49,965    | 18,314  | 191             | 186   | 5    | 603     | 22          | 28      | 64        | 10   | 37   | 246     | 39  | 141   | 86          | 78    | 196       | 178   |
| 土佐市       |     | 30,338    | 10,342  | 139             | 138   | 1    | 480     | 36          | 45      | 55        | 11   | 33   | 209     | 42  | 126   | 85          | 77    | 192       | 175   |
| 須崎市       |     | 27,569    | 9,658   | 155             | 150   | 5    | 429     | 45          | 56      | 99        | 26   | 64   | 377     | 100 | 243   | 351         | 319   | 623       | 566   |
| 中村市       |     | 34,988    | 11,979  | 98              | 78    | 20   | 553     | 56          | 70      | 51        | 12   | 32   | 193     | 46  | 121   | 107         | 97    | 202       | 184   |
| 宿毛市       |     | 25,970    | 9,379   | 58              | 56    | 2    | 311     | 47          | 59      | 11        | 2    | 6    | 43      | 6   | 24    | 46          | 42    | 394       | 359   |
| 土佐清水市     |     | 18,512    | 7,920   | 77              | 75    | 2    | 263     | 35          | 44      | 19        | 5    | 12   | 72      | 18  | 45    | 309         | 281   | 462       | 420   |
| 安芸郡 東洋町   |     | 3,744     | 1,639   | 8               | 8     | —    | 54      | 17          | 22      | —         | —    | —    | 1       | —   | —     | 47          | 42    | 74        | 67    |
| 安芸郡 奈半利町  |     | 4,027     | 1,599   | 8               | 8     | —    | 42      | 1           | 1       | 2         | —    | 1    | 9       | —   | 4     | 57          | 52    | 93        | 85    |
| 安芸郡 田野町   |     | 3,315     | 1,310   | 10              | 10    | —    | 42      | —           | —       | 4         | —    | 2    | 16      | 2   | 9     | 75          | 68    | 124       | 113   |
| 安芸郡 安田町   |     | 3,535     | 1,317   | 20              | 20    | —    | 53      | 6           | 8       | 5         | 1    | 3    | 20      | 3   | 11    | 45          | 41    | 76        | 69    |
| 安芸郡 北川村   |     | 1,591     | 635     | 2               | 2     | —    | 16      | 5           | 6       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 安芸郡 馬路村   |     | 1,195     | 516     | 2               | 2     | —    | 13      | 1           | 1       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 安芸郡 芸西村   |     | 4,366     | 1,478   | —               | —     | —    | 5       | 1           | 1       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 23          | 21    | 41        | 37    |
| 香美郡 赤岡町   |     | 3,388     | 1,334   | 4               | 4     | —    | 22      | —           | —       | 3         | —    | 1    | 11      | 1   | 5     | 81          | 74    | 175       | 159   |
| 香美郡 香我美町  |     | 2,623     | 2,176   | 16              | 16    | —    | 52      | 2           | 3       | 1         | —    | —    | 3       | —   | 1     | 36          | 32    | 77        | 70    |
| 香美郡 土佐山田町 |     | 22,427    | 8,661   | 9               | 9     | —    | 80      | 4           | 5       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 香美郡 野市町   |     | 16,595    | 5,811   | 32              | 30    | 2    | 161     | 1           | 1       | 6         | —    | 2    | 24      | 1   | 9     | 7           | 6     | 15        | 14    |
| 香美郡 須賀町   |     | 4,281     | 1,568   | 10              | 10    | —    | 38      | 1           | 1       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 51          | 47    | 96        | 87    |
| 香美郡 香北町   |     | 5,596     | 2,080   | 6               | 6     | —    | 26      | 8           | 10      | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 香美郡 吉川村   |     | 2,032     | 852     | 1               | 1     | —    | 7       | —           | —       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 69          | 63    | 149       | 136   |
| 香美郡 物部村   |     | 3,152     | 1,398   | 1               | 1     | —    | 10      | 5           | 6       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 長岡郡 本山町   |     | 4,657     | 1,910   | 1               | 1     | —    | 6       | 8           | 10      | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 長岡郡 大豊町   |     | 6,378     | 2,881   | 2               | 2     | —    | 7       | 24          | 30      | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 土佐郡 鏡村    |     | 1,644     | 521     | 1               | 1     | —    | 4       | 3           | 4       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 土佐郡 土佐山村  |     | 1,323     | 449     | 1               | 1     | —    | 3       | 2           | 2       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 土佐郡 土佐町   |     | 5,035     | 2,165   | —               | —     | —    | 2       | 15          | 19      | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 土佐郡 大川村   |     | 569       | 264     | —               | —     | —    | —       | 2           | 2       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 土佐郡 本川村   |     | 759       | 383     | —               | —     | —    | 1       | 1           | 2       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 吾川郡 伊野町   |     | 24,612    | 8,576   | 46              | 44    | 2    | 218     | 19          | 23      | 26        | 4    | 15   | 98      | 16  | 57    | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 吾川郡 池川町   |     | 2,432     | 1,080   | —               | —     | —    | 4       | 10          | 12      | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 吾川郡 春野町   |     | 15,358    | 5,047   | 71              | 70    | 1    | 193     | 3           | 4       | 6         | —    | 3    | 23      | 1   | 10    | 56          | 50    | 112       | 102   |
| 吾川郡 吾川村   |     | 3,072     | 1,315   | 1               | 1     | —    | 6       | 8           | 10      | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 吾川郡 吾北村   |     | 3,358     | 1,326   | 2               | 2     | —    | 7       | 18          | 22      | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 高岡郡 中土佐町  |     | 7,011     | 2,650   | 43              | 43    | —    | 72      | 15          | 19      | 24        | 4    | 14   | 90      | 14  | 52    | 122         | 111   | 225       | 205   |
| 高岡郡 佐川町   |     | 14,777    | 5,262   | 8               | 8     | —    | 44      | 6           | 7       | —         | —    | —    | 1       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 高岡郡 越知町   |     | 7,411     | 2,881   | 4               | 4     | —    | 15      | 9           | 11      | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 高岡郡 窪川町   |     | 14,842    | 5,824   | 95              | 93    | 2    | 165     | 6           | 8       | 19        | 2    | 10   | 73      | 9   | 39    | 26          | 23    | 46        | 41    |
| 高岡郡 橋原町   |     | 4,860     | 1,951   | 4               | 4     | —    | 16      | 3           | 4       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 高岡郡 大野見村  |     | 1,711     | 615     | 5               | 5     | —    | 15      | 3           | 4       | 1         | —    | —    | 5       | —   | 2     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 高岡郡 東津野村  |     | 2,833     | 1,015   | 1               | 1     | —    | 10      | 6           | 7       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 高岡郡 葉山村   |     | 4,425     | 1,435   | 3               | 3     | —    | 31      | 5           | 6       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 高岡郡 仁淀村   |     | 2,685     | 1,130   | 1               | 1     | —    | 7       | 6           | 7       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 高岡郡 日高村   |     | 5,988     | 2,077   | 3               | 3     | —    | 16      | 21          | 26      | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 幡多郡 佐賀町   |     | 4,189     | 1,465   | 4               | 4     | —    | 40      | 21          | 26      | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 53          | 48    | 98        | 89    |
| 幡多郡 大正町   |     | 3,429     | 1,253   | 5               | 5     | —    | 31      | 14          | 18      | —         | —    | —    | 1       | —   | 1     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 幡多郡 大方町   |     | 10,019    | 3,663   | 68              | 67    | 1    | 162     | 8           | 10      | 17        | 2    | 10   | 67      | 8   | 36    | 190         | 173   | 298       | 271   |
| 幡多郡 大月町   |     | 6,956     | 2,854   | 8               | 8     | —    | 40      | 10          | 12      | —         | —    | —    | 1       | —   | —     | 1           | 1     | 3         | 3     |
| 幡多郡 十和村   |     | 3,573     | 1,251   | 4               | 4     | —    | 21      | 15          | 19      | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 幡多郡 西土佐村  |     | 3,816     | 1,343   | —               | —     | —    | 1       | 5           | 6       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |
| 幡多郡 三原村   |     | 1,871     | 749     | 5               | 5     | —    | 27      | 4           | 5       | —         | —    | —    | —       | —   | —     | 0           | 0     | 0         | 0     |

(注) 市町村は、平成16年3月現在の市町村区分で表示。

表中「—」は、若干ですが人的被害が生じる可能性があることを表しています。

## 第2節 津波浸水予測の概要

各市町村の津波避難計画や津波ハザードマップ作成のための基礎資料とすることを主な目的として、津波の陸域への遡上を考慮した浸水予測図（高知県津波防災アセスメント補完調査：平成17年5月）を作成しました。

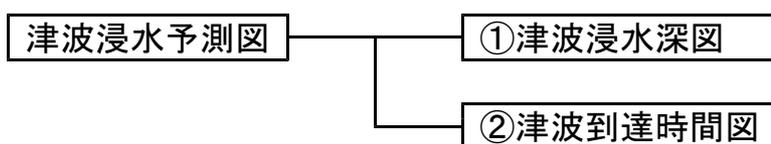
### 1 解析条件

津波浸水予測計算に必要となる津波遡上計算の主な解析条件は、次のとおりです。

- ①津波外力（規模）の想定：1854年安政南海地震（M8.4）相当
- ②波源モデル：相田（1981）モデル20’  
波源の設定位置は、地震の位置・規模などの不確定性や高知県沿岸部全域をカバーすることを考慮して、5つの波源モデルを設定。
- ③初期潮位：津波防災上の観点（安全側の評価）から、「朔望平均満潮位（T. P + 0.85 m）」に設定
- ④地盤変動の考え方：
  - ・地盤が沈降すると予想される場合は、「沈降後の地盤の高さ」
  - ・地盤が隆起すると予想される場合は、「隆起を無視した当初の地盤高さ」

### 2 津波浸水予測図の種類

「津波浸水深図」と「津波到達時間図」の2種類の図で構成しています。



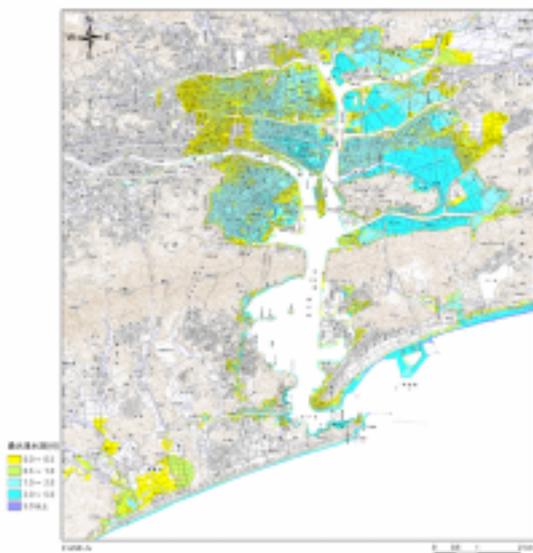
浸水した場合に想定される水深（浸水深）は、下表の5段階で表示しています。

| 浸水深(m)  | 浸水深  | 浸水の目安         |
|---------|------|---------------|
| 0.0～0.5 | 0.5m | 大人の膝までつかる程度   |
| 0.5～1.0 | 1.0m | 大人の腰までつかる程度   |
| 1.0～2.0 | 2.0m | 1階の軒下まで浸水する程度 |
| 2.0～5.0 | 5.0m | 2階の軒下まで浸水する程度 |
| 5.0以上   |      |               |

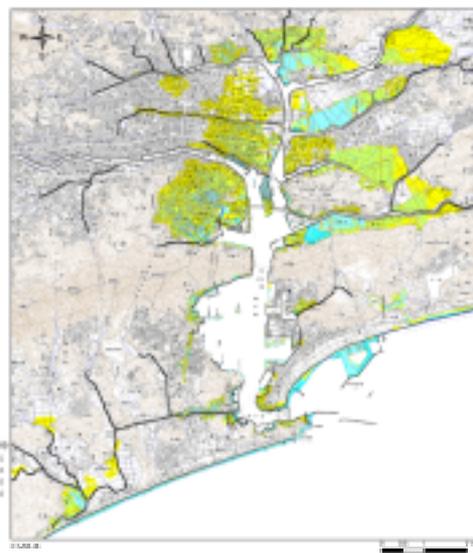
## 【高知市の例】

### ①津波浸水深図

○最終防潮ライン施設が機能しない場合



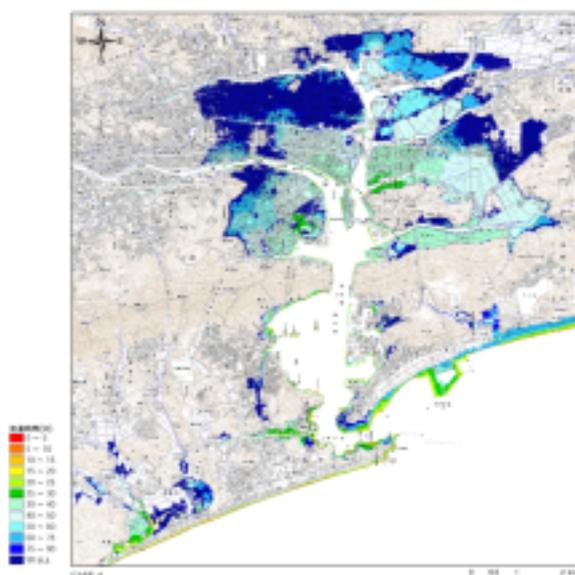
○最終防潮ライン施設が機能する場合



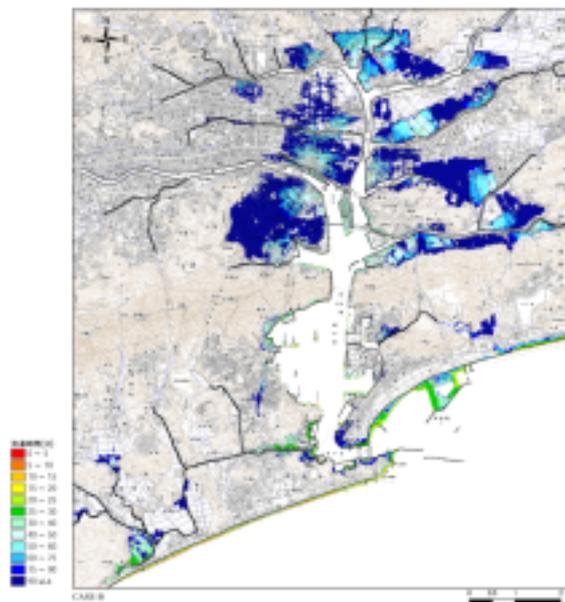
※5つの波源モデル毎に浸水深を求め、その中で一番厳しい値を採用しています。

### ②津波到達時間図

○最終防潮ライン施設が機能しない場合



○最終防潮ライン施設が機能する場合



※津波発生後、その地点の水位が10cmになったときの時間を表しています。

## 第4章 高知県防災会議

高知県防災会議の所掌事務などについて定めます。

### 1 設置及び所掌事務

○災害対策基本法第14条の規定に基づき、高知県防災会議を設置し、その所掌事務を定めます。

○所掌事務は次のとおりです。

- (1) 高知県地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- (3) 県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町村及び防災関係機関の連絡調整を図ること
- (4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること
- (5) (1)～(4)までに掲げるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### 2 組織及び運営

○高知県防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法第15条及び高知県防災会議条例、高知県防災会議運営要綱の定めるところによります。

## 第5章 防災関係機関

防災関係機関は、その責務を果たすため相互に連携・協力しながら防災にかかると事務又は業務を遂行します。

### 第1節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災業務の実施に関して次の責務を負います。

#### 1 県

- 県は、法令及びこの計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行います。
- 特に、南海地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織〔高知県南海地震対策推進本部〕を設置します。

#### 2 市町村

- 市町村は、一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、その市町村の地域にかかる防災計画を作成して防災活動を実施します。

#### 3 指定地方行政機関

- 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行います。

#### 4 指定公共機関・指定地方公共機関

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力します。

#### 5 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

- 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施します。

## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとします。

### 1 地方自治体

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務  |
|-----|--|
| 県   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域防災計画の作成</li> <li>(2) 防災に関する組織の整備</li> <li>(3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施</li> <li>(4) 自主防災組織の育成指導その他県民の地震対策の促進</li> <li>(5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検</li> <li>(6) 防災のための施設、設備の整備及び点検</li> <li>(7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li>(8) 避難の指示及び避難場所の開設の指示</li> <li>(9) 水防その他応急措置</li> <li>(10) 被災者に対する救助及び救護等の措置</li> <li>(11) 緊急輸送の確保</li> <li>(12) 食糧、医薬品、その他物資の確保</li> <li>(13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保</li> <li>(14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</li> <li>(15) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置</li> <li>(16) 災害復旧・復興の実施</li> </ul> |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域防災計画の作成</li> <li>(2) 防災に関する組織の整備</li> <li>(3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施</li> <li>(4) 自主防災組織の育成指導、その他の地震対策の促進</li> <li>(5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検</li> <li>(6) 防災のための施設、設備の整備及び点検</li> <li>(7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li> <li>(8) 避難の勧告又は指示及び避難場所の開設</li> <li>(9) 消防、水防その他応急措置</li> <li>(10) 被災者に対する救助及び救護等の措置</li> <li>(11) 緊急輸送の確保</li> <li>(12) 食糧、医薬品、その他物資の確保</li> <li>(13) 災害時の保健衛生及び応急教育</li> <li>(14) その他の地震災害発生の防御又は拡大の防止のための措置</li> <li>(15) 災害復旧・復興の実施</li> </ul>  |

## 2 指定地方行政機関

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>四国管区<br/>警察 局</p>            | <p>(1) 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導・調整<br/> (2) 他管区警察局及び警察庁との連携<br/> (3) 管区内防災関係機関との連携<br/> (4) 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡<br/> (5) 警察通信の確保及び統制<br/> (6) 広域緊急援助隊の運用<br/> (7) 管区内各県警察への津波警報等の伝達</p>   |
| <p>四国財務局高<br/>知財務事務所</p>        | <p>(1) 公共土木施設災害復旧事業費査定立会<br/> (2) 農林水産業施設災害復旧事業費査定立会<br/> (3) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請<br/> ①災害関係の融資<br/> ②預貯金の払戻及び中途解約<br/> ③手形交換、休日営業等<br/> ④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予<br/> (4) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付<br/> (5) 地方公共団体に対する短期資金の貸付<br/> (6) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付</p>  |
| <p>四国厚生<br/>支 局</p>             | <p>独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整</p>   |
| <p>中国四国<br/>農 政 局</p>           | <p>(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災<br/> (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理<br/> (3) 農作物に対する被害防止のための営農技術指導<br/> (4) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食料品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策<br/> (5) 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と合併実施する災害関連事業<br/> (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、農林漁業金融公庫資金等の融資</p> |
| <p>中国四国農政<br/>局高知農政事<br/>務所</p> | <p>災害時における応急食料の緊急引き渡し</p>  |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 四国森林管理局         | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施</li> <li>(2) 国有保安林の整備保全</li> <li>(3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給調整</li> </ul>   |
| 四国経済産業局         | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>(2) 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</li> <li>(3) 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等</li> </ul>  |
| 中国四国産業保安監督部四国支部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における電気・ガス事業にかかる応急対策等</li> <li>(2) 危険物等の保安の確保</li> <li>(3) 鉱山における災害の防止</li> <li>(4) 鉱山における災害時の応急対策</li> </ul>  |
| 四国運輸局高知運輸支局     | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における自動車による輸送の斡旋</li> <li>(2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達斡旋</li> </ul>  |
| 大阪航空局高知空港事務所    | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保</li> <li>(2) 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化</li> </ul>  |
| 高知海上保安部         | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 海上災害に関する警報等の伝達・警戒</li> <li>(2) 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査</li> <li>(3) 海上における人命救助</li> <li>(4) 避難者、救援物資等の緊急輸送</li> <li>(5) 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査</li> <li>(6) 海上における流出油事故に関する防除措置</li> <li>(7) 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導</li> <li>(8) 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止</li> <li>(9) 海上治安の維持</li> <li>(10) 海上における特異事象の調査</li> </ul> |
| 高知地方気象台         | <p>気象、地象及び水象に関する予警報等の発表及び関係機関への伝達</p>   |
| 四国総合通信局         | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種非常通信訓練の実施及びその指導</li> <li>(2) 高知地区非常通信協議会の育成指導</li> <li>(3) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理</li> <li>(4) 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集</li> <li>(5) 災害時における通信機器の供給の確保</li> </ul>   |

|         |  |
|---------|--|
| 高知労働局   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業場施設及び労働者の被災状況の把握</li> <li>(2) 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導</li> <li>(3) 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導</li> <li>(4) 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導</li> <li>(5) 労働条件の確保に向けた総合相談</li> <li>(6) 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払</li> <li>(7) 被災労働者に対する労災保険給付</li> <li>(8) 労働保険料の納付に関する特例措置</li> <li>(9) 雇用保険の失業認定に関すること</li> <li>(10) 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること</li> </ul> |
| 四国地方整備局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧</li> <li>(2) 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止</li> <li>(3) 港湾・海岸・空港の災害応急対策</li> <li>(4) 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除</li> <li>(5) 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援</li> </ul>   |

### 3 自衛隊

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</li> <li>(2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力</li> <li>(3) 災害派遣の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>(被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去)</li> </ul> </li> <li>(4) 防衛庁の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与</li> </ul> |
|---|

### 4 指定公共機関

|                 |   |
|-----------------|---|
| 西日本<br>電信電話(株)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧</li> <li>(2) 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達</li> </ul>  |
| (株)NTT<br>ドコモ四国 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧</li> <li>(2) 災害非常通話の確保</li> </ul>  |
| 日本郵政<br>公 社     | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</li> <li>(4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</li> <li>(5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除</li> <li>(6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い</li> <li>(7) 通信病院の医療救護活動</li> <li>(8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請</li> <li>(9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資</li> </ul> |
| 日本銀行            | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現金の確保及び決済機能の維持</li> <li>(2) 金融機関の業務運営の確保</li> <li>(3) 非常金融措置の実施</li> </ul>   |
| 日本赤十字社          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における医療救護</li> <li>(2) 死体の処理及び助産</li> <li>(3) 血液製剤の確保及び供給のための措置</li> <li>(4) 被災地応援救護班の編成、派遣の措置</li> <li>(5) 被災者に対する救援物資の配布</li> <li>(6) 義援金の募集受付</li> <li>(7) 防災ボランティアの登録及び育成</li> <li>(8) 防災ボランティアの活動調整</li> <li>(9) 各種ボランティアの調整、派遣</li> </ul>  |
| 日本放送協会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底</li> <li>(2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報</li> <li>(3) 生活情報、安否情報の提供</li> </ul>  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力                    |
| 西日本高速<br>道路(株)          | 管理する道路等の保全及び災害復旧                            |
| 四国旅客<br>鉄道(株)           | (1) 鉄道施設等の保全<br>(2) 救助物資及び避難者の輸送の協力         |
| 四国電力(株)                 | (1) 電力施設の保全、保安<br>(2) 電力の供給                 |
| KDDI(株)高<br>松テクノロジーセンター | (1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧<br>(2) 災害時における通信の疎通確保 |

## 5 指定地方公共機関

|  |  |
|--|--|
| 四国ガス(株)<br>(社)高知県エ<br>ルピーガス協会                            | (1) ガス施設の保全、保安<br>(2) ガスの供給  |
| (株)高知放送<br>(株)テレビ高知<br>高知さんさん<br>テレビ(株)<br>(株)エフエム<br>高知 | (1) 気象予警報の放送<br>(2) 災害時における広報活動<br>(3) 県民に対する防災知識の普及<br>(4) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底<br>(5) 生活情報、安否情報の提供 |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 土佐くろしお<br>鉄道(株)                 | (1) 鉄道施設等の保全<br>(2) 救助物資及び避難者の輸送の協力   |
| 土佐電気鉄道<br>(株)<br>(社)高知県バ<br>ス協会 | 災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の<br>輸送の協力  |
| (社)高知県ト<br>ラック協会                | 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力  |
| (社)高知県医<br>師会                   | (1) 災害時における救急医療活動<br>(2) 大規模災害時には、「高知県災害医療救護計画」に基づき各郡市医<br>師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報セ<br>ンターと協力のうえ救急医療活動を行う。 |

## 第6章 住民、事業所の責務

住民、事業所の地震時における防災活動について定めます。

### 1 住民

- 自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より地震に対する備えを心がけるとともに、地震発生時には災害時要援護者とともに早めに避難をするよう行動します。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力に努めるものとします。

### 2 事業所

- 事業所は、地震時に果たす役割を十分認識し、地震時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直しなど防災活動の推進に努めるものとします。
- 地震時に果たす役割
  - （1）従業員や利用者等の安全確保
  - （2）事業の継続
  - （3）地域への貢献・地域との共生
  - （4）二次災害の防止

## 第7章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災緊急事業五箇年計画の推進について定めます。

南海トラフを震源とする巨大地震から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」を踏まえ、計画的に整備を図るものとします。

なお、県有施設の耐震化は、今後、検討のうえ、整備計画を立て、整備を図っていきます。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動を確保するための道路
- 5 高規格道路等
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、漁港施設
- 7 共同溝
- 8 社会福祉施設の改築
- 9 公立の小学校、中学校、盲学校、ろう学校、養護学校の改築又は補強
- 10 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- 11 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- 12 地域防災拠点施設
- 13 防災行政無線
- 14 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- 15 その他

## 第2編 災害予防対策

### 第1章 地域防災体制の確立

災害予防対策を進めるうえでの基礎となる事項です。

#### 第1節 防災まちづくり

防災まちづくりにおいては、次の点に特に注意をすることとします。

##### 1 地震に強い市街地の形成

- 市街地の形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮します。

##### 2 建築物の安全確保（詳細は第5編「重点的な取り組み」）

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施することとします。
- 個人住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により耐震改修・建替の促進を図ります。

##### 3 ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

- 電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、地震、津波に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築します。
- 各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、水や食料など生活必需品の個人備蓄を推進するものとします。  
（市町村）

##### 4 危険物施設等の安全確保

- 発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化します。  
（各消防本部等）

## 5 液状化への取り組み

○液状化の危険度が高い地域の調査を検討します。

## 第2節 防災知識の日常化

防災関係者をはじめ、全ての県民の皆さんが、地震・津波に関する知識を常識として持つための取組みを進めます。

### 1 防災関係者の研修

○防災関係機関は、職員を対象とし、地震・津波に関する研修を毎年実施することとします。

### 2 防災教育の実施（詳細は、第5編「重点的な取組み」）

○南海地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取組みを家庭、地域へと広げていきます。  
（総務部、県教育委員会、各市町村・消防本部等・教育委員会）

### 3 防災に関する広報の実施

○防災関係機関は、自ら実施する取組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施するものとします。特に、近年、報道機関等による報道や広報活動などによって、南海地震に対する住民の意識が高まっていることから、報道機関等と連携しながら、様々な工夫を加え、意識向上に結びつく広報を実施するものとします。

### 4 危険物を有する施設などにおける防災研修

○危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進します。  
（各市町村及び消防本部等）

### 第3節 実践的な防災訓練の実施

県及び防災機関等は、地震の震度予測や津波の浸水予測などをもとに、地域特性を考慮し、実状に即した実践的な防災訓練を企業、NPO、ボランティア及び地域住民と協力して、少なくとも年1回以上実施します。

また、特別措置法に基づき対策計画（第2章第2節3を参照）を策定した事業所は、津波避難訓練を年1回以上実施するよう努めるものとします。訓練後には、地域防災計画や津波避難計画、対策計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。

防災訓練は、次の訓練を実施します。なお、県は、市町村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練や対策計画に基づき事業所が行う津波避難訓練などに対し必要な助言と支援を行うものとします。

#### （1）初動体制の確立訓練

○地震発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施します。

#### （2）現地訓練

○地震発生時に実際に行うことを検証することを目的として、現場訓練を実施します。

この際、関係機関や関係者との連携を十分に考慮して実施します。

#### （3）情報収集・伝達等に関する訓練

○情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及びとりまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施します。

#### （4）図上訓練

○様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施します。

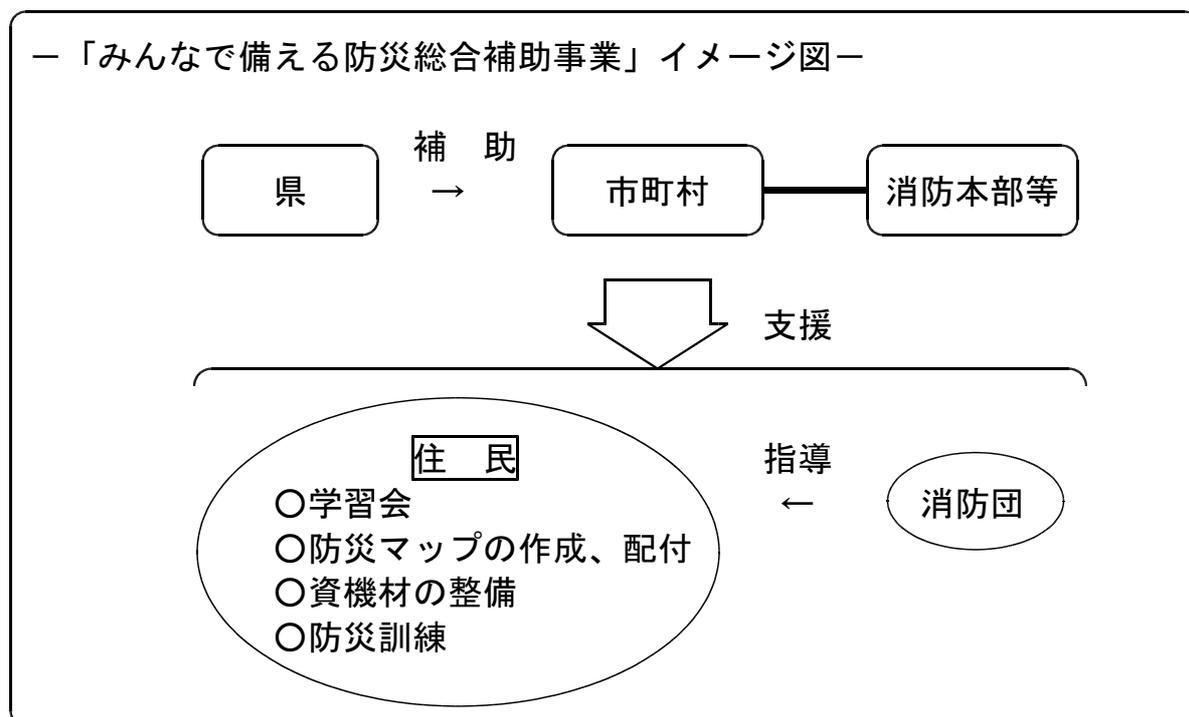
※地域住民等が参加する津波避難訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とします。

#### 第4節 自主的な防災活動への支援（一般対策編第2編第2章第3節を参照）

南海地震が発生すると、大きな揺れに続き大津波が沿岸部を襲います。命を守るためには、住民の皆さんが自ら身を守る行動をしていただくことが重要となります。  
地域での自主的な防災活動への支援を行います。

##### 1 自主防災組織の育成

○地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行います。  
（県、市町村、消防本部等）



##### 2 自主防災活動のリーダーの育成

○地域での自主的な防災活動のリーダーとなる方々を対象とし、研修を実施します。

## 第5節 自発的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合があります。

そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなります。

こうした自発的な支援の環境整備を進めます。

### 1 関係者相互の連携の強化

○NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政など災害発生時に連携する必要がある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担など応急対策事項に関して協議を行います。

### 2 自発的な支援を担う人材の育成

○ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行います。

（日本赤十字社、社会福祉協議会、県、市町村）

## 第6節 防災情報ネットワークの整備

地震発生時には、正確な情報を迅速に住民の皆さんに伝えることを優先とし、情報ネットワークの整備を図ります。

また、防災関係機関で相互に情報を共有し、連携して応急対策を進めるための情報ネットワークの整備を図ります。

### 1 住民への情報伝達

○地震・津波に関する情報を入手し次第、瞬時に、住民に伝えるための施設整備を進めるとともに、広報車等を利用し、情報を周知徹底する方法を合わせて進めます。

(市町村、消防本部等)

○「高知県防災情報マルチネットワークシステム」により、住民をはじめ、防災関係機関に情報の提供を行います。

○地震・津波に関する情報提供を継続して行うための通信施設の整備や代替手段の検討を進めます。

### 2 初動体制の確立

○地震発生時に職員を参集させるための情報伝達手段を整備するとともに、一定以上の地震を感じた場合には自主的に参集する体制を整備します。

### 3 防災関係機関相互の情報の共有化

○「高知県防災情報マルチネットワークシステム」により防災関係機関との情報の共有化を図ります。

また、自らの通信施設が使用不能となった場合には、他の機関の通信施設を利用させてもらう「非常通信」を実施します。

### 4 バックアップ機能の整備

○情報ネットワークのバックアップ機能を整備します。

○無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、耐震性のある堅固な場所への設置等に努めます。

## 第2章 予防対策の推進

各分野ごとにおける予防対策の方向性について明らかにします。  
ここで示された方向性に基づき、具体的な予防対策を計画的に実施することが必要となります。  
特に、地震被害の大幅な軽減につながる対策については、「地震防災戦略」（平成17年3月中央防災会議決定）の趣旨を踏まえ、地域目標（達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等）を策定し、推進します。

### 第1節 火災予防対策

地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図ります。  
また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図ります。  
さらに、地震発生時に現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図ります。

#### 1 地域や職場における消火・避難訓練

- 家庭や職場における地震時の火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により徹底を図ります。  
（市町村、消防本部等）

#### 2 民間防火組織の育成

- 自主防災組織、婦人防火クラブ、幼年少年消防クラブの育成を図ります。  
（市町村、消防本部等）

#### 3 予防査察の強化と建築物の不燃化の促進

- 計画的に予防査察を実施し、火災発生の危険がある個所を明らかにし、火災の未然防止を図ります。  
（消防本部等）
- 建築物の不燃化を促進します。  
（県、市町村、消防本部等）

#### 4 消防力の強化

- 地震・津波発生時に、現有消防力を最大限に活用し、被害を最小限に軽減

- することを目的とする総合的な消防計画を策定します。  
消防計画策定にあたっては、特に次の点に注意するものとします。
- ◇教育訓練計画（消防職員及び消防団員の教育訓練）
  - ◇情報計画（災害状況の把握及び関係機関への報告・通報）
  - ◇避難計画（関係機関と連携した避難の誘導）
  - ◇消火計画（自主防災組織など地域住民と連携した消火）
  - ◇救助救急（自主防災組織など地域住民と連携した救助救命）

## 第2節 津波災害予防対策（第5編「重点的な取り組み」を参照）

津波から「逃げる」ための避難対策を優先して進め、津波の浸入を「防ぐ」対策を補完的に進めます。

### 1 市町村における津波避難計画

- 「高知県津波避難計画作成指針」に基づき、各市町村において、地域ごとに津波避難計画を作成します。
- 地域ごとの津波避難計画では、住民の円滑な避難のために必要な情報（津波の浸水予想地域や到達時間、避難対象区域、避難地、避難路など）を津波ハザードマップとして整備します。
- 市町村における津波避難計画は、地域ごとの津波避難計画を反映し、市町村が作成する、地域の総合的（ソフト・ハードを含む。）な津波災害対策に関する計画です。
- 県は、市町村の計画作成の支援を行います。  
（県、市町村、地域住民）

### 2 住民の津波避難計画

- 市町村が作成した津波避難計画に基づき、住民自ら、災害時要援護者対策も含めた地域の津波避難の行動計画を作成します。
- 市町村は、住民の計画作成の支援を行います。  
（市町村、地域住民）

### 3 事業者の津波避難計画

- 津波により1m以上の浸水深が予想される地域として「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」（平成16年3月中央防災会議決定）に規定された地域にある事業者は、特別措置法に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた地震防災対策計画を作成します。

### 4 消防機関等の活動

- 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとします。
  - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
  - (2) 津波からの避難誘導

- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

○県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとします。

- (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の確認、配備及び流通在庫の把握を行うこと。

○水防管理団体は、地震が発生した場合は、次のような措置をとるものとします。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の状況把握並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の確認、整備、配備

## 5 交通対策

### ○道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとします。

### ○海上及び航空

- (1) 高知海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じるものとします。
- (2) 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知します。

### ○鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を講じるものとします。

### ○乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定めることとします。

## 6 港湾内での安全の確保対策

### ○防災知識の普及・啓発

港湾、船舶関係者に津波に関する知識の普及・啓発を行います。

### ○港湾施設及び危険物の安全管理

危険物が海上に流出しないよう、関係施設及び船舶に指導を行います。

### 第3節 危険物等災害予防対策

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物など地震・津波発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取り扱いの安全性の向上を図ります。

#### 1 講習会、研修会等の実施

- 関係団体と協力して講習会、研修会等を実施します。  
(県、消防本部等)

#### 2 防災訓練の実施

- 施設管理者、市町村、消防本部等が連携し、防災訓練を実施します。  
(県、消防本部等)

#### 3 施設の整備

- 調査や検査を実施し、地震・津波に対する安全性の確保を図ります。  
(県、消防本部等)

#### 第4節 建築物等災害予防対策（詳細は、第5編「重点的な取り組み」）

地震の強い揺れから身を守るために、耐震対策を図ります。

##### 1 建築物等の耐震性の向上

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物の耐震化を計画的に進めます。  
（県、市町村）
- 個人住宅の耐震診断及び耐震改修の支援をします。  
（県、市町村）

##### 2 家具等の転倒防止

- 地震時の本棚や食器棚などの転倒防止方法に関する普及啓発を図ります。  
（県、市町村）

##### 3 落下や倒壊防止

- ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊などに関する普及啓発を図ります。  
（県、市町村）

## 第5節 地盤災害等予防対策

地震時の地盤災害のメカニズムの研究を進めるとともに既存の予防対策を危険度に応じて実施します。

### 1 地すべり予防対策

○災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施します。

### 2 急傾斜地崩壊予防対策

○危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施します。

### 3 土石流予防対策

○土石流危険溪流に対して砂防ダム工、流路工等の防止施設の整備を図ります。

## 第6節 公共土木施設等の災害予防対策

地震動・津波による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図ります。

### 6-1 公共土木施設等の対策

地震防災対策上整備すべき施設等は、「地震防災緊急事業五箇年計画」(第1編第7章を参照)を中心に整備を図っています。  
整備を進めるにあたっては、施設管理者は、特に、次の点に留意します。

- (1) 河川施設対策
  - 津波を防ぐ樋門など開口部の閉鎖
- (2) 道路施設対策
  - 津波から避難するための道路・橋梁の安全性の確保
  - 応急対策上重要な道路・橋梁の安全性の確保
- (3) 海岸保全施設対策
  - 地震動に対する安全性の評価を踏まえた強度の確保
  - 津波を防ぐ水門など開口部の閉鎖
    - ◇津波・高潮防災ステーションによる遠隔制御と自動閉鎖システムの整備
    - ◇陸閘などを平常時は閉鎖する仕組みづくり
- (4) 港湾施設対策
  - 津波防波堤の建設
  - 海上輸送及び復旧拠点の確保
    - ◇耐震強化岸壁及び防災緑地の整備
    - ◇移動式耐震係留施設(ミニフロート)の整備
- (5) 漁港施設対策
  - 防災拠点漁港における震災後の避難者及び緊急物資の海上輸送機能の確保
    - ◇耐震強化岸壁等の整備
  - 津波による浸水被害が想定される漁村における、避難路及び避難広場の確保
- (6) 空港施設対策
  - 地震動に対する管制塔及び空港保安施設の安全性の確保
- (7) 鉄道施設対策
  - 地震動に対する安全性の確保
  - 津波に対する安全性の確保及び避難場所としての活用
- (8) 都市公園施設対策
  - 地震時の延焼遮断空間、避難場所、応急活動拠点としての機能の確保

## 6-2 ライフライン等の対策

各施設管理者は、地震動・津波に対する機能維持を図り、さらに、応急復旧体制の整備を図ります。(一般対策編第2編第1章第9節を参照)

特に、次の事項に留意するとともに、第3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとします。

### (1) 水道

#### [共通]

○津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとします。

#### [上水道、工業用水道]

○緊急的な給水体制の整備を図ります。

#### [下水道]

○下水道施設対策

### (2) 電力

○緊急的な電力供給体制の整備を図ります。

○津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとします。指定公共機関四国電力(株)が行う措置は、別に定めるところによるものとします。

### (3) ガス

○津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとします。指定地方公共機関四国ガス(株)及び(社)高知県エルピーガス協会が行う措置は、別に定めるところによるものとします。

### (4) 通信

○緊急的な通信体制の整備を図ります。

○津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施します。指定公共機関西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ四国及びKDDI(株)高松テクニカルセンターが行う措置は、別に定めるところによるものとします。

### (5) 放送

○緊急的な放送体制の整備を図ります。

○津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

- ・ 指定公共機関日本放送協会が行う措置は、別に定めるところによるものとします。
- ・ 指定地方公共機関(株)高知放送、(株)テレビ高知、高知さんさん

テレビ（株）、（株）エフエム高知が行う措置は、別に定めるところによるものとしします。

### 6-3 県が管理又は運営する施設に関する対策

緊急的な応急対策を実施するための機能の確保や津波からの防護及び円滑な避難の確保を図ります。

#### ○不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとしします。

##### (1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

##### (2) 個別事項

- ア 動物園にあつては、猛獣等の逃走防止措置
- イ 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ウ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
  - (ア) 当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
  - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば養護学校、盲学校、ろう学校等）、これらの者に対する保護の措置
- エ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定めます。

#### ○災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、上記(1)に掲げる措置をとるほか、災害対策本部又はその支部の事務局と連携して、次に掲げる措置をとるものとしします。  
また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する

ものとしします。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 特別措置法第6条第1項の規定に基づき市町村が定める推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとしします。

(3) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとしします。

○工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとしします。

## 第7節 緊急輸送活動(一般対策編第2編第5章第3節緊急輸送活動対策参照)

緊急的な応急対策を最優先として、緊急輸送体制の整備を図ります。

### (1) ルートの設定

○緊急的な応急対策を実施することを想定し、予め、ルートを設定しておくものとします。

(県、市町村)

○設定されたルートの重要性を考慮し、橋梁等の構造物の耐震対策を順次実施します。

(県、市町村)

### (2) 拠点の設定

○緊急的な応急対策を実施することを想定し、予め、拠点を設定しておくものとします。

(県、市町村)

### (3) 関係者との連携

○緊急輸送を依頼する関係者と協定を締結するなどの連携を図ります。

(県、市町村)

## 第8節 避難対策

地震発生後の火災や津波、さらには2次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を進めます。

また、高齢者、障害者その他の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備を進めます。

### 1 一時的な避難

- 指定された避難所に避難しがたい場合を想定し、避難の原因に応じた一時的な避難場所を、住民とともに地域で選定しておきます。  
(市町村、地域住民)
- 一時的な避難についても、誘導案内や避難場所の表示等の標識を整備します。  
(市町村)
- 広報誌や防災マップなどにより、一時的な避難場所や経路などの周知徹底に努めます。  
(市町村)

### 2 長期的な避難

- 避難所として一定期間の避難生活ができる適切な施設を指定します。  
(市町村)
- 避難所の運営方法について予め定めておきます。  
(市町村)
- 避難生活に必要な資機材等の整備など必要な機能の確保に努めます。  
(市町村)
- 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努めます。

※一時的な避難場所や避難所の選定の基準は「資料編」に記載します。

### 3 公営住宅、空家等の把握

- 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努めます。

## 第9節 防災活動体制の整備

初動体制や防災関係機関との連携など活動体制の整備を図ります。

### 1 初動体制の整備

- 参集基準を明確にし、迅速な初動体制の確立を図ります。
- 実践的な初動体制確立の訓練を実施します。

### 2 防災関係機関との連携

- 地震発生時に協力して応急対応を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報交換、協定の締結など日ごろから連携した取組みを実施します。

### 3 広域的な応援体制の整備

- 備蓄する食料や資機材など広域的な調達体制を整備します。

## 第10節 地域への救援対策

地震発生直後に緊急的に必要な物資の確保を図ります。

### 10-1 飲料水、食料等の確保

- 飲料水、食料の個人備蓄を推進します。  
(市町村)
- 避難所への飲料水、食料など必要物資の備蓄を進めます。  
(市町村)
- 緊急的に必要となる物資の調達体制の整備を図ります。  
(市町村)
- 市町村は、供給計画を報告します。  
(県)
- 県は、県全体の状況を把握し、緊急に必要な重要物資について備蓄に努めます。  
(県)
- 県は、備蓄量を定期的に調査するとともに、交通途絶を想定し、分散備蓄を進めます。  
(県)

### 10-2 消毒、保健衛生体制

- 災害時の消毒、保健衛生体制を予め定めておきます。  
(県、市町村)
- 薬剤や資機材の調達方法について予め定めておきます。  
(県)

### 10-3 し尿処理及び清掃活動

#### [し尿処理]

- 災害時のし尿処理計画を予め定めておきます。  
(市町村)
- 市町村の計画作成及び実施の支援を行います。  
(県)

#### [清掃活動]

- 災害廃棄物処理計画を予め定めておきます。  
(市町村)
- 市町村の計画作成及び実施の支援を行います。  
(県)

## 10 - 4 医療対策

「高知県災害医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備などを進めます。  
(医師会、日本赤十字社高知県支部、健康福祉部、市町村)

### 1 災害医療救護体制の整備

- (1) 大規模災害時に、「高知県災害医療救護計画」が実効あるものにするため、県は関係者への周知徹底や防災訓練を実施し、常に内容に検討を加えるものとします。

#### 災害医療救護体制とは

○災害により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき、医療の途を失った負傷者に、県及び市町村が医療機関等と連携して医療を提供しようとするものです。

#### ○市町村

- ◇直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行います。
- ◇医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行います。
- ◇救護病院において、医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行います。

#### ○県

- ◇市町村で対応できない広域的な医療救護活動を行います。
- ◇災害医療対策本部、災害医療対策支部を設置し、医療救護活動の総合調整を行います。
- ◇災害支援病院及び広域災害支援病院において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置及び収容を行います。
- ◇応援班の派遣、医薬品等の搬送など、市町村の医療救護活動の支援を行います。

- (2) 市町村は、次の事項を実施し、市町村地域防災計画にも規定します。
- ◇医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害医療救護計画を策定します。
  - ◇医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努めます。

- ◇地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努めます。
  - ◇医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知します。
  - ◇応急手当等の家庭看護の普及を図ります。
  - ◇県及び市町村の災害医療救護計画について関係者に周知します。
- (3) 県は、高知県災害医療救護計画に基づき、次の事項を実施します。
- ◇県下の医療救護活動体制を強化するため、災害医療対策会議を設置します。
  - ◇災害支援病院（\*）及び広域災害支援病院を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努めます。  
\* 高知市支部管内の災害支援病院は高知市長が指定します。
  - ◇災害支援病院、広域災害支援病院等の応援班設置病院の医療スタッフにより、応援班を編成します。
  - ◇医療関係団体や国及び他の都道府県等との連携に努めます。

## 2 医薬品等及び輸血用血液の供給体制の整備

- (1) 県及び市町村は、医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。
- (2) 県及び市町村は、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備します。
- (3) 日本赤十字社高知県支部は、輸血用血液の確保体制を整備します。

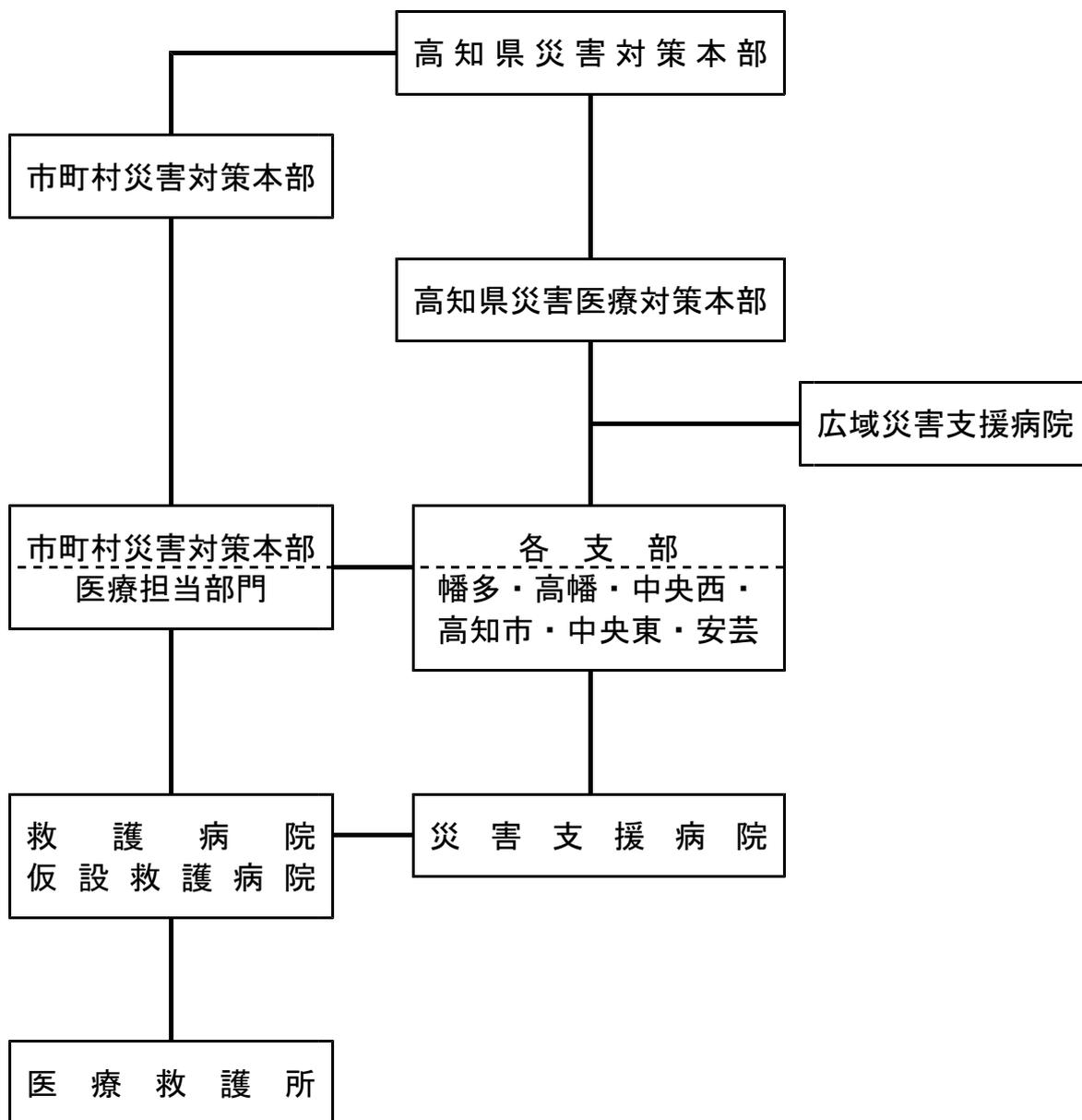
## 3 通信体制及び輸送体制の整備

- (1) 県及び市町村は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努めます。
- (2) 県、市町村及び関係機関は連携し、保有する機動力を効率的に活用します。
- (3) 県、市町村及び関係機関は連携して、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備します。

## 4 広域災害・救急医療情報システムの整備及び活用

- (1) 県、市町村及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めます。
- (2) 県、市町村及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行います。
- (3) 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとします。

[災害医療救護体制図]



## 第 11 節 災害時要援護者対策

地震・津波発生時に身を守るために援護が必要な方々への支援の検討を進めます。対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、災害時要援護者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

### ○災害時要援護者

災害発生時に身を守るために援護が必要な方々を「災害時要援護者」とします。

(災害時要援護者の範囲)

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などで次のような方です。

◇防災知識の習得が困難

◇災害発生時の危険の察知・迅速な行動が困難

### 1 在宅の災害時要援護者への支援

#### (1) 地域住民による支援

○自主防災組織などで災害時要援護者とともに避難する計画を検討します。

(住民)

#### (2) 市町村における支援体制の確立

○災害時要援護者の所在を把握します。

○災害発生時の避難支援

◇迅速に避難できるように、市町村があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行います。

○災害発生時の避難誘導、救出

◇自主防災組織、地域住民、関係団体、福祉事業者などと連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画等の避難誘導體制の整備に努めます。

◇消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備します。

(消防本部、警察署)

○平常時及び災害発生時の情報提供

◇障害のある方に防災知識を普及する方法について検討します。

(県、市町村)

◇緊急時の連絡方法について検討します。

(県、市町村)

◇外国人に対する情報提供の方法について検討します。

(県、市町村)

○長期の避難

◇避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、災害時要援護者に配慮した計画を策定します。

## 2 施設に入所（通所）する災害時要援護者への支援

### (1) 施設・設備の安全確保対策

- 施設の耐震化に努めます。
- 安全確保に必要な設備を整備します。
  - ◇火災報知器
  - ◇スプリンクラー
  - ◇避難設備
  - ◇その他法令等で定める設備
- 安全管理に努めます。
  - ◇危険物の管理
  - ◇家具・書棚等の転倒防止対策  
(施設管理者、消防本部)

### (2) 施設入所者の避難対策

- 地域の災害特性の把握
  - ◇施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努めます。
- 施設入所者の避難計画の作成
  - ◇夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成します。
  - ◇夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施します。
  - ◇消防団や自主防災組織などと連携した避難体制づくりを進めます。  
(施設管理者、市町村、住民)

### (3) 防災関係機関との連携

- 県は、災害時要援護者入所施設等が土砂災害等により被害を受ける場合を想定し、所在市町村及び施設管理者との連絡体制を確立します。  
(県、市町村)
- 消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行います。  
(消防本部)

## 第3編 災害応急対策

地震・津波発生時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにします。

実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年、必ず訓練などにより検証を行います。

### 第1章 災害時応急活動

体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにします。

#### 第1節 活動体制の確立

効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図ります。

##### 1-1 初動体制の確立

###### 1 実施責任者

各 機 関

###### 2 実施内容

- 参集基準に基づいた職員の招集
- マニュアル等に基づいた初動対応の実施
- 災害対策本部設置基準等に基づいた体制の拡充（又は縮小）
- 被害状況等の情報の関係機関相互の共有化

###### 〈注意事項〉

###### ☆参集基準に基づいた職員の招集

南海地震が発生した場合の参集経路や手段を事前に検証しておきます。  
また、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め参集に備えるとともに、  
発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた  
場所に参集するよう努めるものとします。

###### ☆マニュアル等に基づいた初動対応の実施

計画された職員の参集まで時間がかかる場合も想定し、初動対応に関する  
行動計画（マニュアル）を作成しておくこととします。

## 1-2 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置基準・動員体制及びそれに伴う実施事項を明確にし、関係者に周知徹底し、必要に応じて見直しをします。

### ○災害対策本部設置の基本的考え方

地震・津波による被害は、広範囲で同時に発生するため、県内の被害情報を収集し、その結果をもとに判断し、災害対策本部を設置しては、初動対応が遅れる可能性があります。

したがって、災害の発生が確実と考えられる震度や津波の高さが観測又は予想された場合には、自動的に災害対策本部を設置し、定められた初動活動を実施することとします。

また、場合によっては、災害が発生又はその恐れが予想される震度や津波の高さが観測又は予想された場合には、予め定められたセクションが県内の被害情報を収集し、その結果をもとに災害対策本部の設置を判断することとします。

※市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関など防災関係機関や団体は、初動体制において、以下に示す高知県における災害対策本部の設置基準や組織と整合性を図ることとします。

## 〔1. 自動設置基準〕

### ◇「震度5弱以上」が県内で観測等された場合

平成13年3月24日芸予地震（高知県最大震度5弱）では、重軽傷者、住家・非住家被害、国道、県道の全面通行止めなどの被害が出ています。本県は、山間部が多く、道路の全面通行止めは、即、地域の孤立に繋がります。したがって震度5弱以上で災害対策本部は自動設置とすることにします。

### ◇予報区「高知県」で「大津波」の津波警報が発表された場合

「大津波」の津波警報は、津波の高さが3m以上が予想されるときに発表されます。

高知県は、予報区で言うと「高知県」に属しています。

高さ3m以上の津波が実際に来襲すれば、大きな被害が予想されるため、災害対策本部を自動設置とすることにします。

## 〔2. 判断設置の基準〕

### ◇「震度4」が県内で観測等された場合

本県で近年、震度4が観測されたのは、平成7年1月兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）です。

震度4では、家屋の倒壊や公共建築物が倒壊するなどの被害は、確認されませんでした。軽傷者が発生しています。

### ◇予報区「高知県」で「津波」の津波警報が発表された場合

「津波」の津波警報は、津波の高さが1m以上が予想されるときに発表されます。

### ◇その他の場合

上記以外の場合でも、地震・津波により県内で被害が発生するか又は発生への恐れがあるときには災害対策本部の設置を検討します。

災害対策本部の設置場所は、県庁本庁3階防災作戦室を基本とします。状況に応じて、他の庁舎や現地に設置することとします。

**【高知県災害対策本部の配備体制、参集基準、動員体制と初動実施事項】**

| 配備体制  | 参集基準                                   | 動員体制  | ⑨ 初動実施事項  |
|---|--|---|---|
| 震災第一配備<br>(警戒体制)                              | 予報区「高知県」<br>に津波注意報が<br>発表されたとき         | ○消防防災課、危<br>機管理課<br>○津波対策関係部<br>局本部連絡員<br>○関係部局が定め<br>る関係課室<br>○関係課室が定め<br>る出先機関        | ◇関係機関等への<br>情報の提供<br>◇管理施設及び周<br>辺地域への注意<br>喚起  |
| 震災第二配備<br>(嚴重警戒体<br>制、必要に応<br>じて災害対策<br>本部設置) | 県内で「震度4」<br>の地震が発生した<br>場合             | ○災害対策本部事<br>務局<br>○本部連絡員<br>○各部局が定める<br>関係課室<br>○各課室が定める<br>出先機関                        | ◇関係機関等への<br>情報の提供<br>◇管理施設及び収<br>容人員の被害状<br>況の調査・報告<br>◇市町村における<br>被害状況の調査            |
|   | 予報区「高知県」<br>に「津波」の津波<br>警報が発表された<br>とき | ○災害対策本部事<br>務局<br>○津波対策関係本<br>部連絡員<br>○関係部局が定め<br>る関係課室<br>○関係課室が定め<br>る出先機関            | ◇関係機関等への<br>情報の提供<br>◇管理施設及び周<br>辺地域への注意<br>喚起、地元市町<br>村との連絡調整<br>◇管理施設の開口<br>部対策     |
| 震災第三配備<br>(災害対策本<br>部設置)                      | 県内で「震度5弱」<br>の地震が発生した<br>場合            | ○知事及び副知事<br>○各部局本部員<br>○災害対策本部事<br>務局<br>○本部連絡員<br>○各部局が定める<br>関係課室<br>○各課室が定める<br>出先機関 | ◇関係機関等への<br>情報の提供<br>◇管理施設及び収<br>容人員の被害状<br>況の調査・報告<br>◇市町村における<br>被害状況の調査<br>◇緊急応急対策 |

|                                    |  |   |
|------------------------------------|--|---|
| <p>県内で「震度5強」以上の地震が発生した場合</p>       | <p>高知県災害対策本部規程第5条別表4に定められている分掌事務を実施するために必要な人員<br/>(それ以外の人員は、地域での救援活動に当たるものとしします。)</p>              | <p>◇関係機関等への情報の提供<br/>◇管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告<br/>◇市町村における被害状況の調査<br/>◇緊急応急対策</p>                         |
| <p>予報区「高知県」に「大津波」の津波警報が発表されたとき</p> | <p>○知事及び副知事<br/>○津波関係部局本部員<br/>○災害対策本部事務局<br/>○津波対策関係本部連絡員<br/>○関係部局が定める関係課室<br/>○関係課室が定める出先機関</p> | <p>◇関係機関等への情報の提供<br/>◇管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整<br/>◇管理施設の開口部対策<br/>◇危険地域への進入禁止対策<br/>◇緊急応急対策の準備</p> |

※災害対策本部事務局：消防防災課、危機管理課、人事企画課、行政管理課、広報課

※各部局の動員体制については、参集基準ごとに、実施事項を円滑に実施するために必要な人員を年度当初に定め、毎年度、4月末日までに、事務局（消防防災課）に各部局本部連絡員が報告するものとしします。

人員の修正等があれば、各部局本部連絡員が速やかに報告するものとしします。

※各部局の動員体制については、事務局報告までに、各部局において該当職員に周知徹底しておくものとしします。

○高知県災害対策本部設置の流れ

被害情報等の収集（各部局）



被害等概況の作成（事務局：総務部消防防災課）

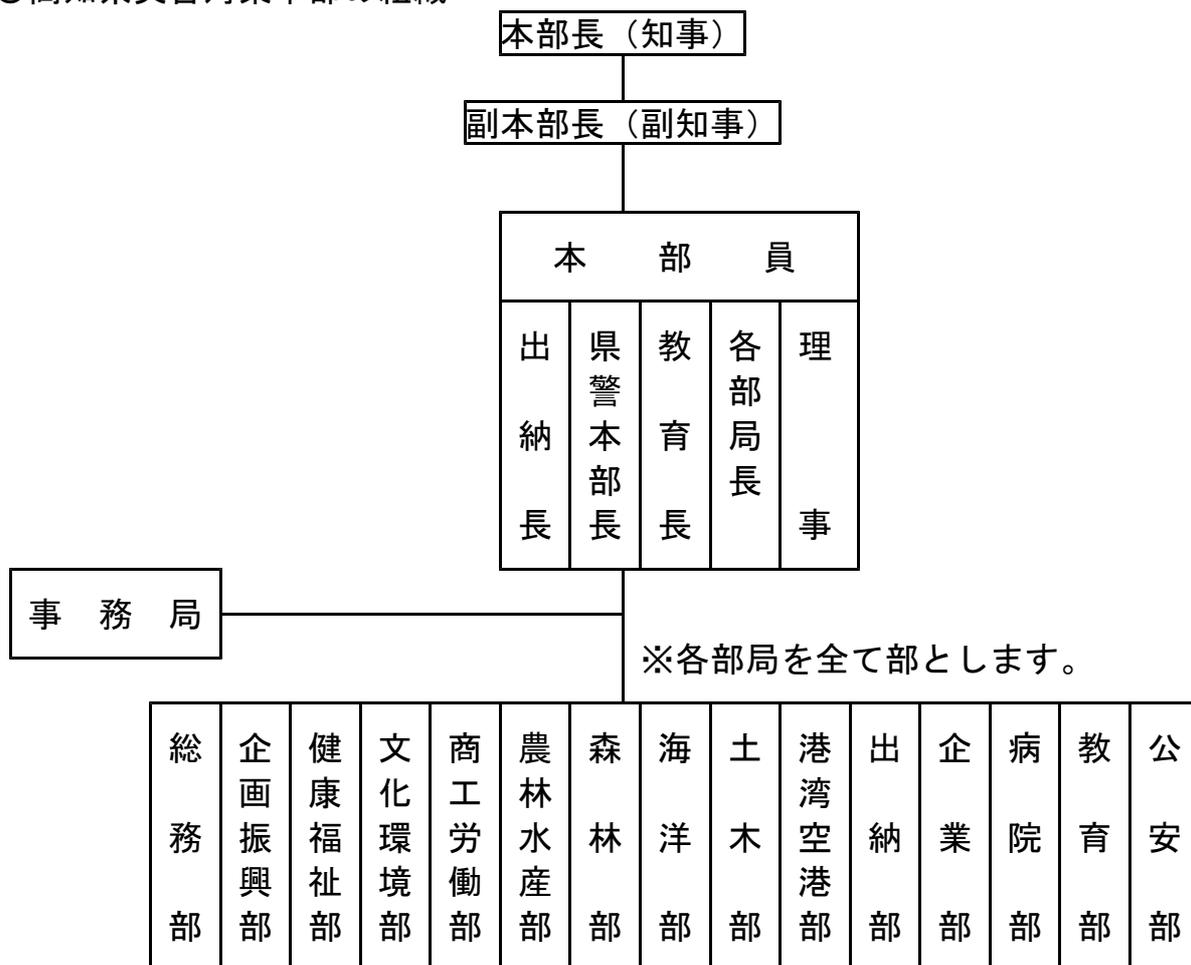


被害概況等の知事への報告（事務局長：理事（危機管理担当））



災害対策本部設置判断（知事）

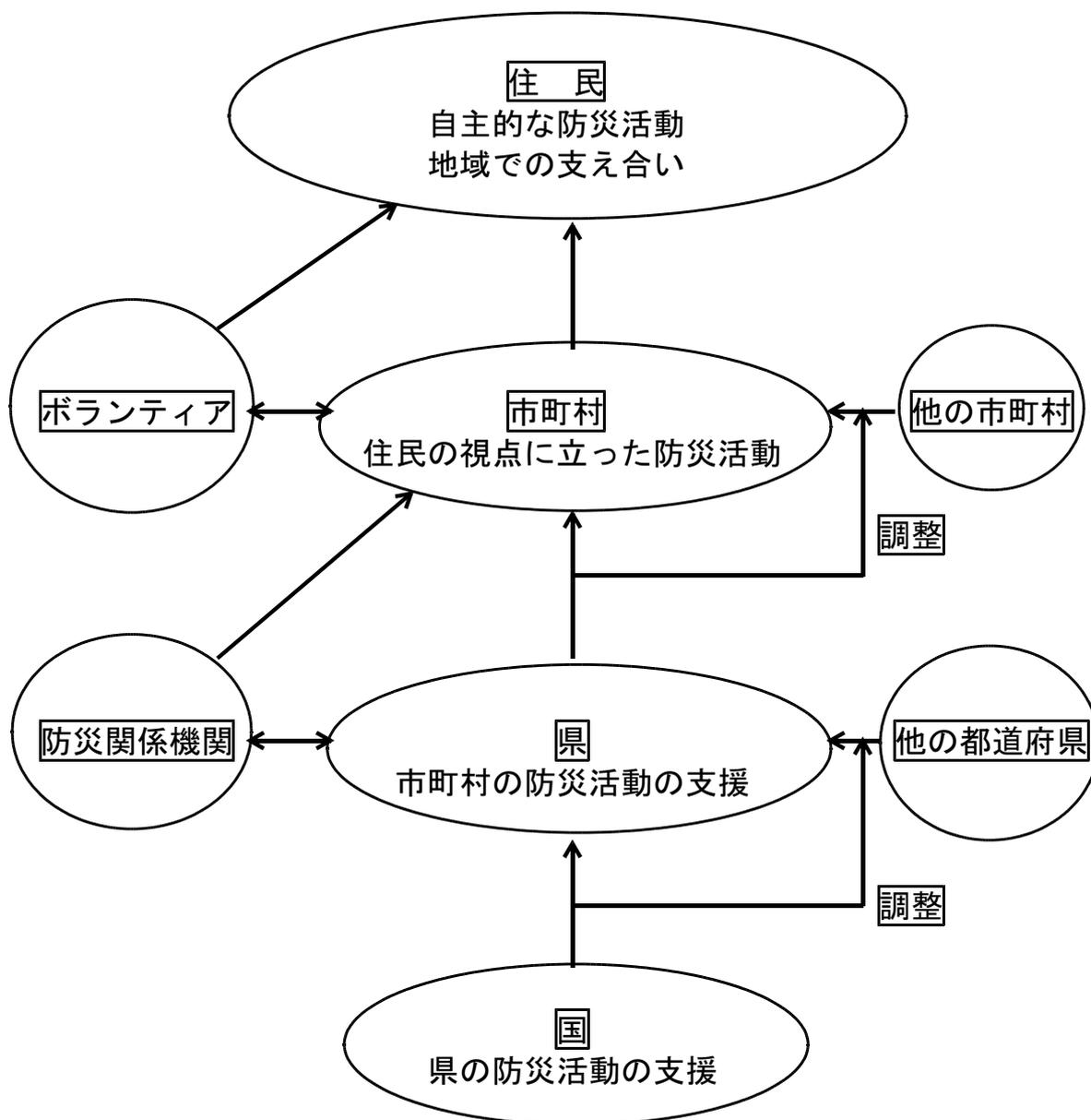
○高知県災害対策本部の組織



- 災害対策本部の設置及び解散は、知事（本部長）が決定し、知事が不在、又は連絡不能の場合には、副知事が代行するなど、別に定めます。
- 災害対策本部は、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと知事が認めるときに解散します。

### 1-3 防災関係機関の応援・協力体制

→ 応援  
↔ 協力



## 第2節 情報の収集・伝達

応急活動における情報の収集は、目的を明確にし、実施することとします。

また、収集した情報は、自らの機関内での共有化は勿論のこと、関係機関との共有化にも心懸けることとします。

津波予報に関しては、特に、住民や水門など施設管理者への伝達を迅速に行います。

### 1 実施責任者

各 機 関

### 2 実施内容

#### (1) 地震及び津波に関する情報

##### [高知地方気象台]

○気象庁本庁又は大阪管区気象台の通報等に基づき地震及び津波に関する情報を発表した場合は、県（消防防災課）及び関係機関に伝達することとします。

（地震に関する情報は別表1、津波に関する情報は別表2、地震及び津波に関する情報の伝達系統は別紙3です。）

##### [県]

○高知地方気象台から発表伝達された地震及び津波情報を市町村、消防本部、自衛隊等の関係機関に伝達します。

勤務時間外には、自動的に情報を伝達します。

○全市町村に設置している計測震度計により、各市町村の震度を把握します。（「震度情報ネットワークシステム」）

○関係機関や団体とともに、港湾や漁港等の施設利用者に津波の危険を知らせるための仕組みづくりに努めます。

○津波に関する情報の伝達にあたっては、国など関係機関と連携し次の事項にも配慮します。

ア 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。

イ 船舶に対する津波警報等の伝達

ウ 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

##### [市町村]

○市町村地域防災計画に基づき、住民等に対して迅速に伝達します。

必要に応じて、避難勧告又は避難指示を実施します。

##### [高知海上保安部]

○沿岸住民、海水浴客などへ津波に対する危険の周知を行います。

○在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知します。

○航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知します。

[県、市町村、高知海上保安部]

○情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮することとします。

[放送事業者]

○地震発生時には、居住者及び観光客等への津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとします。

## (2) 津波予報の伝達及び内容

○近地地震による津波予報  
大阪管区気象台から発表されます。

○遠地地震による津波予報  
気象庁から発表されます。

(津波予報の内容は別表2、津波予報の伝達系統は別表4です。)

## (3) 地震発生後の情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定されます。そのため、当初は、人命に関わる情報を最優先として収集し、順次、情報の精度を高めることとします。  
収集した情報は、関係者への報告及び公表により、情報の共有化を図ります。

○県・市町村は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとしてします。

○市町村は、自主防災組織や消防団などの組織とも連携して、管内の概括的被害状況の把握に努め、状況を、順次、県に報告します。

○県は、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターを活用し、自らも県内の被害状況の把握に努めます。

○県は、県内の概括的被害状況を、順次、公表するとともに消防庁に報告します。

○市町村、県は、応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表します。

○市町村から県、県から消防庁への報告経路及び内容は次のとおりです。

○市町村は、当該市町村の区域内で震度4以上を記録した場合、被害状況の

第1報を県に対して、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告します。

○県は、県内で震度4以上を記録した場合、火災・災害即報要領に基づき消防庁に報告します。

〔消防庁連絡先〕

| 区分               |       | 平日(9:30~17:45)<br>※応急対策室 | 左記以外<br>※宿直室    |
|------------------|-------|--------------------------|-----------------|
| 回線別              |       |                          |                 |
| NTT回線            | 電 話   | 03-5253-7527             | 03-5253-7777    |
|                  | F A X | 03-5253-7537             | 03-5253-7553    |
| 消防防災無線           | 電 話   | 7527                     | 7782            |
|                  | F A X | 7537                     | 7789            |
| 地域衛星通信<br>ネットワーク | 電 話   | TN-048-500-7527          | TN-048-500-7782 |
|                  | F A X | TN-048-500-7537          | TN-048-500-7789 |

(注) T Nは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

### 第3節 通信連絡

地震発生後、通信施設を管理するものは、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行うこととします。

さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保することとします。

#### 1 実施責任者

各 機 関

#### 2 実施内容

##### (1) 通信手段の確保

- 情報通信手段の機能確認を早急を実施します。
- 応急復旧計画を作成します。
- 応急復旧までの代替手段を講じ、周知します。
- 関係機関と協力して応急復旧に努めます。

##### (2) 非常通信の運用

- 各機関は、有線通信が途絶し利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用できることとします。
- 非常通信の運用については、高知地区非常通信協議会の協力を得ることとします。

##### (3) 防災相互用無線機の活用

- 県、市町村、県警察、消防機関・海上保安部及び自衛隊間の同一通信系を確保するため、防災相互用無線を活用します。

## 第4節 応援要請

自らの対応能力では、対応できない場合には、災害対策基本法等に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施することとします。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心懸けることとします。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行います。

### 1 実施責任者

各 機 関

### 2 実施内容

〔市町村〕

○他の市町村への応援要請（災害対策基本法第67条、高知県内市町村災害時相互応援協定等）

○県への応援要請（災害対策基本法第68条、68条の2）

○指定行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）

〔消防機関〕

○他の消防機関への要請（高知県内広域消防相互応援協定等）

○他の都道府県の市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援要請（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱）

〔県警察〕

○広域緊急援助隊の要請（警察庁及び四国管区警察局の指示、調整に基づき要請措置を実施）

○他の都道府県警察等への要請（警察法第60条第1項）

〔県〕

- 他の都道府県等への要請（災害対策基本法第74条、四国四県の災害の広域応援に関する協定、中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定）
- 自衛隊への災害派遣要請（自衛隊法第83条第1項）
- 消防庁への緊急消防援助隊等の要請（消防組織法第24条の3）  
受入は緊急消防援助隊要綱の受援計画に基づきます。

〔消防庁連絡先〕

| 区分               |       | 平日(9:30~17:45)<br>※応急対策室 | 左記以外<br>※宿直室    |
|------------------|-------|--------------------------|-----------------|
| NTT回線            | 電 話   | 03-5253-7527             | 03-5253-7777    |
|                  | F A X | 03-5253-7537             | 03-5253-7553    |
| 消防防災無線           | 電 話   | 7527                     | 7782            |
|                  | F A X | 7537                     | 7789            |
| 地域衛星通信<br>ネットワーク | 電 話   | TN-048-500-7527          | TN-048-500-7782 |
|                  | F A X | TN-048-500-7537          | TN-048-500-7789 |

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

- 指定行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第1項）
- 指定行政機関及び指定地方行政機関への要請（応急措置の実施の要請）

〔指定公共機関、指定地方公共機関〕

- 指定行政機関・指定地方行政機関・県・市町村への要請（災害対策基本法第80条第2項）

## 第5節 広報活動

災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況など最新の災害関連情報を総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報します。

特に、被災者については、こうした情報をきめ細かく伝達します。

### 1 実施責任者

各 機 関

### 2 実施内容

◇災害広報する内容

- (1) 被害状況
  - ・ 人的、物的被害
  - ・ 公共施設被害など
- (2) 余震関連情報
  - ・ 気象庁の発表する余震に関する情報
  - ・ 余震による二次災害の危険性の注意喚起
- (3) 安否情報
  - ・ 死亡者の情報
- (4) 応急対策情報
  - ・ 応急対策の実施状況
- (5) 生活情報
  - ・ 電気、電話、ガス、水道などの復旧状況
  - ・ 避難所情報
- (6) 住宅情報
  - ・ 仮設住宅
  - ・ 住宅復興制度
- (7) 医療情報
  - ・ 診療可能施設
  - ・ 心のケア相談
- (8) 福祉情報
  - ・ 救援物資
  - ・ 義援金
  - ・ 貸付制度
- (9) 交通関連情報
  - ・ 道路規制
  - ・ バス、鉄道、船舶、航空機の状況
- (10) 環境情報
  - ・ 災害ごみ

- (11) ボランティア情報
  - ・ ボランティア活動情報
- (12) その他
  - ・ 融資制度
  - ・ 各種支援制度
  - ・ 各種相談窓口

◇災害報道

- 報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道することとします。
- 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるように留意します。

◇総合的問い合わせ窓口の設置

- 各機関は、各種の問合せに対応できる総合的な問合せ窓口を設置することとします。

## 第6節 避難活動等

地震発生後の火災から逃れるためや、二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とします。

市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難勧告及び避難指示を速やかに実施し、誘導を行います。

市町村が実施できない場合には、県等が代行して避難勧告及び避難指示等を実施します。

また、避難の必要がなくなった時は速やかにその旨を伝えます。

### 6-1 避難勧告・指示

#### 1 実施責任者

市町村、県、県警察、海上保安部、自衛隊

#### 2 実施内容

##### (1) 避難指示等の根拠法と実施責任者

- 災害対策基本法第60条（市町村、県）
- 災害対策基本法第61条（県警察、海上保安部）
- 地すべり等防止法第25条（県）
- 水防法第29条（県、水防管理者）
- 警察官職務執行法第4条（県警察）
- 自衛隊法第94条（自衛隊）

##### (2) 避難勧告等の伝達方法

次の事項を同報無線、有線放送、CATV、広報車などにより周知徹底します。

周知徹底のため、知事は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき報道機関に放送を要請します。

- ◇避難を必要とする理由
- ◇避難勧告又は避難指示の対象となる地域
- ◇避難する場所
- ◇注意事項（避難経路の危険性、避難方法など）

##### (3) 避難誘導

市町村が予め定めた計画に基づき避難誘導を実施します。必要に応じて関係機関等の協力を要請します。

##### (4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定します。

## 6-2 避難場所の運営

### 1 実施責任者

市町村

### 2 実施内容

- 避難場所に指定されている施設の被害状況を早急に把握します。
- 避難場所を迅速に開設し、周知徹底します。
- 避難場所の生活環境に注意を払います。
- 避難者の健康管理、プライバシーの保護、災害時要援護者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。
- 避難生活に不足する物資の調達を行います。
- 避難場所は、避難者の協力を得て、運営を図ります。
- 避難者の総合的な相談窓口を設置します。

## 第7節 災害拡大防止活動

地震・津波発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施します。

### 7-1 消防活動

#### 1 実施責任者

市町村

#### 2 実施内容

- 住民、自主防災組織等は、周辺地域の初期消火に努めます。
- 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施します。
- 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をするものとします。

### 7-2 水防活動

#### 1 実施責任者

県、市町村

#### 2 実施内容

- 地震発生を原因とする津波及び洪水への対応は、水防活動を行う者の安全に配慮しながら、「高知県水防計画書」に準じ必要な措置を実施します。

### 7-3 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制をすることとします。

人命救助活動は、市町村が行い、県等他の機関は、市町村の活動に協力することを基本とします。

地震直後の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努めることとします。

#### 1 実施責任者

市町村、県、県警察、海上保安部、自衛隊

#### 2 実施内容

- 住民、自主防災組織等は、地域の救助活動に努めます。
- 市町村、県、県警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。
- 海上における救助活動は、主として海上保安部が実施します。
- 県は、必要に応じ、迅速に自衛隊に災害派遣要請を行います。
- 県警察は、必要に応じ迅速に広域緊急援助隊の援助要請を行います。

#### 7-4 被災建築物に対する応急危険度判定

##### 1 実施責任者

市町村、県

##### 2 実施内容

- 県は、応急危険度判定活動体制を確立します。
- 県は、全県的な活動計画を市町村と調整しながら作成します。
- 県は、必要に応じて他県及び国に応援要請を行います。
- 市町村は、活動計画に基づき応急危険度判定を実施します。

#### 7-5 被災宅地の応急危険度判定

##### 1 実施責任者

市町村、県

##### 2 実施内容

- 県は、被災宅地危険度判定実施要綱を定めます。
- 県は、被災宅地危険度判定士の養成と資質向上のための必要な研修を行います。
- 県は、県内各市町村を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請など、関係機関との連絡調整体制を確立します。

## 第8節 緊急輸送活動

地震・津波発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組みます。

### 1 実施責任者

各機関

### 2 実施内容

○次の活動に必要な人員及び物資の輸送を優先します。

#### ア 第1段階

- (ア) 救助・救急活動
- (イ) 消防・水防活動
- (ウ) 国及び地方公共団体の応急対策活動
- (エ) ライフライン事業者の応急復旧活動
- (オ) 緊急輸送施設の応急復旧、交通規制活動

#### イ 第2段階

- (ア) 第1段階の継続
- (イ) 給食・給水活動
- (ウ) 負傷者等の被災地外への輸送活動
- (エ) 輸送施設の応急復旧活動

#### ウ 第3段階

- (ア) 第2段階の継続
- (イ) 復旧活動
- (ウ) 生活救援物資輸送活動

#### ○鉄道輸送

鉄道による輸送においては、四国旅客鉄道（株）高知企画部及び土佐くろしお鉄道（株）と協議します。

#### ○陸上輸送

被災者の輸送については、四国運輸局高知運輸支局を通じて、運輸業者所有の車両を活用するものとします。

緊急物資の輸送については、（社）高知県トラック協会等と予め締結している協定に基づき、実施します。

#### ○海上輸送

ア 緊急を要する輸送については、要請に基づき海上保安部において実施します。

イ 四国運輸局高知運輸支局を通じて海上輸送業者の所有船を活用するものとします。

ウ 港湾管理者は、緊急輸送のため、岸壁を確保します。

エ 県及び市町村は、陸揚げ等に必要な人員を確保します。

○航空輸送等

ア 最も緊急を有する輸送は、県所有のヘリコプター等航空機を活用し実施します。

イ 空港管理者は、応急復旧を早期に実施するとともに、関係機関と調整のうえ、優先利用させる航空機を定めます。

ウ 県は、予め定めた臨時ヘリポートを確保します。

○自衛隊による輸送

陸・海・空の自衛隊の保有する航空機、車両、船舶は、緊急輸送活動の要請に基づき実施します。

○広域輸送拠点の確保

輸送活動を円滑にするために、必要に応じて広域輸送拠点を開設し、その周知徹底を図ります。

## 第9節 交通確保対策

応急活動を効率的に実施するために、各種の規制及び応急措置を行います。

### 1 実施責任者

県公安委員会、県警察、海上保安部、自衛隊、消防機関、道路管理者

### 2 実施内容

#### (1) 交通規制等

##### ○県公安委員会による規制

- ・ 通行可能な道路や交通状況を迅速に把握します。
- ・ 直ちに、通行規制を実施します。
- ・ 関係機関と協力して交通規制を実施します。
- ・ 被災地への流入車両を抑制する必要がある場合は、広域的な交通規制を関係機関と協力して実施します。
- ・ 規制をするにあたっては、災害対策基本法第76条、76条の2、76条の3、76条の4の規定に基づくとします。

##### ○警察官の措置

- ・ 通行禁止区域等において緊急通行車両の通行の障害となる車両等の移動等を実施します。

##### ○高知海上保安部による措置

- ・ 船舶交通への危険が生じる恐れがある時は、船舶交通の規制をします。
- ・ 船舶交通の規制を実施した場合は、関係者に周知します。
- ・ 緊急輸送を行う船舶の入出港を優先します。

##### ○自衛隊、消防機関による措置

- ・ 警察官がその場にはいない場合、災害対策基本法第76条の3第3、4項の規定に基づき緊急通行車両の通行の障害となる車両等の移動等を実施します。

##### ○緊急通行車両の確認手続き

- ・ 知事及び公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項に規定された緊急通行車両については、使用者の申し出により確認を行い、所定の様式の標章及び証明書（資料編）を交付します。
- ・ 公安委員会は、災害応急活動を迅速・円滑に行うために、予め緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうか事前届出により審査します。

##### ○交通規制時の車両の運転者の義務

- ・ 通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法等第76条の2の規定に基づき車両の運転手は、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車するものとします。

(2) 施設の応急復旧等

- 道路管理者は、関係機関と協力し、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設置を実施します。
- 港湾及び漁港管理者、鉄道管理者、空港管理者は、輸送機能を確保するための応急復旧を早急に実施します。

## 第 10 節 社会秩序維持活動等

県警察は、地震・津波発生時に、県民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行います。

### 1 実施責任者

県警察

### 2 実施内容

#### (1) 任務

- ア 津波注意報・津波警報及び余震等地震関連情報の収集・伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災地域住民の避難誘導
- エ 負傷者の救出・救護及び行方不明者の搜索
- オ 交通混乱の防止、避難道路、緊急交通路確保等の交通規制措置
- カ 死体の検視、身元の確認
- キ 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸施策
- ク 被災地、避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- ケ 不穏動向の把握と鎮圧及び各種犯罪の予防検挙
- コ 県、市町村等関係機関の行う災害救助及び復旧活動に対する支援・協力
- サ その他必要な警察活動

#### (2) 警備体制

県本部に、警察本部長を長とする「高知県警察震災警備本部」、被災地を管轄する署ごとに、署長を長とする「署震災警備本部」を設置します。

#### (3) 社会秩序の維持活動

- 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。
- 悪徳商法、窃盗等被災地で発生しがちな犯罪の取締りを重点的に行います。

## 第 11 節 地域への救援活動

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに各種の相談窓口を設置します。

必要に応じて市町村は、他の市町村及び県に応援を要請します。

要請を受けた県は、迅速に対応するとともに、必要に応じて他の県及び国等に応援を要請します。

### 11 - 1 物資の確保、調達

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)  
水道事業者 (次の (1) のみ)

#### 2 実施内容

##### (1) 飲料水の確保、調達

###### ○給水活動の実施

- ・被災者への応急給水を迅速に実施します。
- ・必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。
- ・県は、必要に応じて他の県、自衛隊等に応援を要請します。

###### ○給水施設の応急復旧

- ・直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表します。
- ・必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請します。
- ・県は、必要に応じて国及び他の県に応援を要請します。

##### (2) 食料の確保、調達

###### ○緊急食料の調達

###### ア 応急米穀

- ・各市町村が自ら調達します。
- ・不足する分は、県に斡旋を依頼します。
- ・県は、必要量を県内で調達します。
- ・不足する分は、中国四国農政局高知農政事務所に必要量の確保を要請します。

###### イ 備蓄乾パン

- ・県は、米穀のほか乾パン供給を行う必要がある場合は、中国四国農政局高知農政事務所に確保を要請します。

###### ウ 副食・調味料

- ・各市町村が自ら調達します。
- ・不足する分は、県に要請を行います。
- ・県は、必要量を県内関係団体に出荷の要請をします。

###### エ 炊き出し

- ・市町村は、地域住民、自主防災組織、ボランティアなどと協力して

炊出しを実施します。

- ・必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請するものとします。

#### ○緊急食料の配布

- ・市町村は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- ・配布にあたっては、地域住民、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、迅速、正確、公平に配布します。  
特に、要援護者への配布には配慮します。

#### (3) 生活必需品の確保、調達

- ・地震・津波により生活必需品を失った被災者に対し給付、貸与を行います。
- ・市町村は、日本赤十字社高知県支部に生活必需品等の配布を必要に応じて要請します。
- ・自らの市町村内で調達できない場合は、不足分を県に要請します。
- ・県は、県内で調達出来ない場合には、他の県、国、自衛隊に応援要請をします。

#### 物資調達に係る県の役割

- (1) 県は、発災後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び関係機関との協定等により調達可能な物資について、主な品目別に確認するものとします。
- (2) 県は、県内市町村における備蓄量について、(1)と同様に把握し、必要に応じ市町村間のあっせん調整を実施します。
- (3) 県は、(1)(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、県内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行います。

### 11-2 物価の安定等

#### 1 実施責任者

県

#### 2 実施内容

生活関連物資の買い占め、売り惜しみ等による供給不足、物価の高騰を防ぐため、監視や指導などを行います。

### 11 - 3 医療・助産

#### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

#### 2 実施内容

「高知県災害医療救護計画」に基づき、関係機関と連携して医療活動を実施します。

### 11 - 4 消毒・保健衛生

#### 1 実施責任者

市町村

#### 2 実施内容

##### (1) 防疫活動

- 被災地域の衛生状態を把握します。
- 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
- 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施します。

##### (2) 保健衛生活動

- 被災地域の住民の健康状態を把握します。
  - 保健衛生活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
  - 関係機関の協力を得て、保健活動を実施します。
- 要援護者については、特に、配慮します。

### 11 - 5 廃棄物処理

#### 1 実施責任者

市町村

#### 2 実施内容

##### (1) し尿の処理

- し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握します。
- 汲み取りを要する地域の優先度を設定します。
- 処理に必要な人員、物資を調達します。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- し尿処理を計画的に実施します。

##### (2) ごみの処理

- 被害状況から災害時のごみの量を想定します。
- 処理に必要な人員、物資を算定し、調達します。
- 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- ごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- ごみ処理を計画的に実施します。

## 11-6 遺体の検案等

### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

### 2 実施内容

#### (1) 遺体の捜索

- 市町村は、県警察、海上保安部の協力のもと遺体を捜索します。
- 県警察等は、遺体を発見した場合又は遺体発見の届出を受けた場合は、関係法令の定めるところにより必要な措置を行うものとします。

#### (2) 遺体の検案

- 遺体の検案は、「高知県災害医療救護計画」に基づき、原則として県警察の検視班の指示により市町村の指定する遺体安置所で実施します。  
ただし、所轄警察署の指示により必要に応じて病院内で医師が行います。
- 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は神社、仏閣、学校等の特定の場所に集め一時保存することとします。

#### (3) 遺体の埋葬

- 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行います。
- 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、火葬又は土葬により応急的に埋葬を行うこととします。
- 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼することとします。  
また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬することとします。

## 11-7 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

### 1 実施責任者

県、市町村、住民及び民間団体

### 2 実施内容

- 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立します。

#### (1) 県の活動

- 広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設します。
- 逸走した特定動物については、危害の発生防止に努めます。

#### (2) 市町村の活動

- 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。

#### (3) 住民及び民間団体の活動

- 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布します。

## 11－8 応急仮設住宅等

### 1 実施責任者

市町村

(災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市町村)

### 2 実施内容

#### (1) 応急仮設住宅の建設

- 地震・津波により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることが出来ない方に対して、速やかに応急仮設住宅を建設します。
- 応急仮設住宅の建設に際しては、災害時要援護者に配慮した構造、設備とします。
- 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努めます。

#### (2) 公的住宅等の活用。

- 市町村営住宅等の家屋を把握し、被災者の入居を斡旋します。

#### (3) 住宅の応急修理

- 住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急処理が出来ない方に対して応急修理を行います。

#### (4) 資材等の確保

- 建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、県又は市町村が斡旋することとします。
- 資機材が不足し、調達のある場合には、国に資機材の調達を要請することとします。

#### (5) 野外施設の設置

- 長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置するものとします。

#### (6) 広域的な避難

- 市町村は、管内で避難場所等が確保できない場合は、県に支援を要請することとします。
- 県は、県内で避難場所等が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請することとします。

## 第12節 資機材、人員等の配備手配

応急対策のための物資、資機材、人員等の配備手配を行います。

### 1 実施責任者

県、防災関係機関

### 2 実施内容

#### (1) 物資等の調達あっせん

○県は、県内の市町村における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村から当該物資等の供給の要請があった場合で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出の措置及び必要に応じて市町村間のあっせんの措置をとるものとします。

#### (2) 人員の配備

○県は、県内の市町村における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村への人員派遣等、広域的な措置をとるものとします。

#### (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

○防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備等の準備を行うものとします。

○機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めます。

## 第13節 ライフライン等施設の応急対策

電気、ガス、電話、上・下水道・工業用水道など被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施します。

### 13-1 電力施設

#### 1 実施責任者

四国電力（株）

#### 2 実施内容

##### （1）広報の実施

- 被害の概況、復旧見込みについて公表します。
- 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供します。

##### （2）要員・資材の確保

- 被害の重要度・状況等に応じ、要員を効果的に投入し早期復旧を図ります。  
不足する場合は、必要に応じ関係業者や県内外の他機関の応援を要請します。
- 災害対策用備蓄資機材・一般保守用予備資材を優先使用し、不足する場合は、災害地区外で保有する資材を投入します。  
また、状況に応じ関係業者や県内外の他機関に緊急転用措置を要請します。

##### （3）保安対策

- 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施します。
- 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、期間の短縮に努めるとともに、実施後必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施します。
- 送電を再開する場合は、現場巡視等必要な措置を取った後実施します。

##### （4）供給設備の復旧

- 公共保安の確保に必要なものから、関係機関と協力し、電気供給施設の復旧を実施します。
- 仮復旧工事に引き続き本工事を実施します。

##### （5）ダム管理

- 河川法に基づくダム操作規程により実施し、河川の従前の機能の維持に努めるものとします。

### 13-2 ガス施設

#### 1 実施責任者

四国ガス（株）及び（社）高知県エルピーガス協会

## 2 実施内容

四国ガス（株）は、非常災害対策規程に基づき、また、（社）高知県エルピーガス協会は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造・供給・保安体制等について、次の措置を行います。

### （１）広報の実施

- 被害の概況、復旧見込みについて公表します。
- 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供します。

### （２）要員の確保

- 動員計画に基づき要員の確保に努めます。
- 不足する場合は、四国ガス（株）では本店、他支店等、また、（社）高知県エルピーガス協会では各支部等へ応援を要請するものとします。

### （３）資材の確保

- 保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は本店等から緊急転用措置を要請する。

### （４）保安対策及び復旧対策

- 保安上必要なものから優先的に復旧工事を実施します。

## 13 - 3 上・下水道施設

### 1 実施責任者

施設管理者

### 2 実施内容

- 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施します。
- 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。
- 関係機関の協力を得て復旧を実施します。

## 13 - 4 工業用水道施設

### 1 実施責任者

県（企業局）

### 2 実施内容

高知県企業局非常時災害時マニュアルに基づき、災害対策本部及び現地災害対策班を設置して、次の事項を実施します。

- 動員計画に基づき要員の確保に努めます。
- 施設の被害状況を早急に把握し、保安対策及び応急措置を実施します。
- 施設の復旧計画を作成し、受水企業及び関係機関に情報提供します。
- 関係機関の協力を得て、施設の復旧を実施します。

## 13 - 5 通信施設

### 1 実施責任者

西日本電信電話（株）等通信事業者

### 2 実施内容

○施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施します。

○施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報します。

○関係機関の協力を得て復旧を実施します。

特に、西日本電信電話（株）については、防災業務計画に基づき、次の事項を実施します。

#### （1）災害対策本部の設置

○総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置します。

#### （2）通信のそ通に対する応急措置

○通信の途絶の解消、ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図ります。

#### （3）設備の復旧

○被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、原則として西日本電信電話（株）の標準的復旧方法により行うものとしします。

#### （4）復旧に関する広報

○復旧状況は、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行うものとしします。

## 第14節 教育対策

地震・津波発生後に教育が中断されないよう、応急教育を実施します。

### 1 実施責任者

県、県教育委員会、市町村教育委員会

### 2 実施内容

- (1) 文教施設・設備の応急復旧
  - 応急修理等により教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めます。
  - 校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、早急に再建の計画を立てます。
- (2) 応急教育の実施
  - 校舎が使用不能となった場合は、最寄りの学校・公共施設等を使用して、教育が中断しないように努めます。
- (3) 応急教育の方法
  - 臨時休校の措置をとった場合は、振り替え授業を実施します。
  - 異なった教育環境を配慮し、授業を実施します。
- (4) 教材・学用品等の調達及び配分方法
  - 調達計画に基づき調達し、災害救助法の基準に基づき配分します。
- (5) 授業料の減免と育英資金の貸付
  - 条例等の規程によって授業料の減免の措置を取ります。
  - 育英資金の貸付について特別の措置を取ります。
- (6) 学校給食
  - 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、給食の実施に努めます。
  - 避難場所として使用される場合は、非常給食と学校給食の調整に留意するものとします。
- (7) 教育実施者の確保
  - 被災した学校以外の学校職員の臨時配置及び補充措置により教育実施者を確保します。
- (8) 学校安全等
  - 児童生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告します。
  - メンタルケアを必要とする児童・生徒、教職員に対し、相談事業を実施します。

## 第 15 節 労務の提供

応急対策のための人員の確保を行います。

### 1 実施責任者

各 機 関

### 2 実施内容

- (1) 従事協力命令
  - 災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、関係法令に基づき、住民等に労務の提供を求めることとします。
- (2) 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力
  - 県及び市町村は、日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等から労務の提供の申し入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努めます。
- (3) 労働力の確保
  - 労働力を確保するために、事前に定めた手続き、業務内容、受入れ体制に従い、実施します。
- (4) 職員の派遣要請及び斡旋要求
  - 県及び市町村等は、災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、必要に応じて職員の派遣要請を行います。

## 第 16 節 災害時要援護者への配慮

被災生活において、援護が必要な方に対して配慮を行います。

### 1 実施責任者

各 機 関

### 2 実施内容

- 避難場所での生活、応急仮設住宅への入居、災害関連情報の提供など災害により援護が必要となった方々への支援を行います。

## 第 17 節 災害応急金融対策

関係機関が密接な連携を取りながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じます。

### 1 実施責任者

四国財務局高知財務事務所  
日本銀行高知支店  
金融機関等

### 2 実施内容

- (1) 現金供給の確保及び決済の機能の維持
  - 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じます。
  - 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援します。
- (2) 金融機関の業務運営の確保
  - 被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じます。
  - 金融当局及び関係行政機関は、これを支援します。
- (3) 非常金融措置の実施
  - 国（四国財務局高知財務事務所）及び県は、日本銀行高知支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請します。
  - 報道機関は、非常措置について県民に周知徹底することに協力することとします。
    - ◇営業時間の延長、休日臨時営業等
    - ◇預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
    - ◇被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持ち出し、不渡処分猶予等
    - ◇損傷銀行券及び貨幣の引換えに関する必要な措置

## 第 18 節 災害応急融資

被害を受けた事業者等に融資、貸し付け等を行います。

### 1 実施責任者

各 機 関

### 2 実施内容

- (1) 農林漁業災害資金
  - 天災による被害農林業漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び農林漁業金融公庫法により融資を行います。
  - 県単独の農林業災害対策特別資金の融資を行います。
  - 漁業災害対策資金の融資を行います。
- (2) 中小企業復興資金
  - 市中金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫及び県単独制度による貸付等と信用保証協会による保証を行います。
- (3) 災害復興住宅建設資金
  - 住宅金融公庫法に基づき貸付を行います。
- (4) 被災私立学校災害復旧資金
  - 被災私立学校に対する資金対策として、私立学校振興・共済事業団による貸付を行います。
- (5) 被災医療機関等に対する災害復旧資金
  - 医療金融公庫法による貸付を行います。
- (6) 母子・寡婦福祉資金
  - 母子及び寡婦福祉法により償還金の支払猶予の対策を行います。

## 第 19 節 二次災害の防止

余震や降雨等による二次災害の防災活動を実施します。

### 1 実施責任者

市町村、県、施設管理者

### 2 実施内容

#### (1) 水害・土砂災害対策

- 水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行います。
- 点検の結果危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。
- 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。

#### (2) 高潮・波浪等の対策

- 管理する海岸保全施設の危険箇所の点検を行います
- 危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施します。
- 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施します。

#### (3) 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- 爆発物や有害物質など危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行います。
- 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知することとします。
- 市町村は、必要に応じて避難対策を実施します。

## 第 20 節 自発的支援の受け入れ

ボランティアや義援金など自発的な支援を積極的に受け入れます。

### 1 実施責任者

市町村、県、関係団体

### 2 実施内容

#### (1) ボランティアの受け入れ

○市町村、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図ります。

#### (2) 義援金等の受け入れ

##### 〔義援金〕

○義援金は、迅速に受け入れ窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知します。

○義援金収入団体と配分委員会を組織し、公平な配分を実施します。

##### 〔義援物資〕

○被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て周知します。

○寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布します。

また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努めます。

県においては、「災害義援金品取扱要領」に基づき、義援金品を取扱うものとしします。

## 第2章 自衛隊の災害派遣

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受入れを行います。

### ◎災害派遣要請者

知 事  
第五管区海上保安本部長  
高知空港事務所長

### ◎災害派遣命令者

陸上自衛隊第14旅団長（香川県善通寺市）  
海上自衛隊小松島航空隊司令（徳島県小松島市和田島）  
海上自衛隊徳島教育航空群司令（徳島県板野郡松茂町）

### 第1節 災害派遣要請ができる範囲

- ア 被害状況の把握  
車両、船舶、航空機等による偵察
- イ 避難の援助  
誘導、輸送
- ウ 遭難者の捜索・救助  
行方不明者、負傷者の捜索
- エ 水防活動  
堤防護岸等への土のう積みなど
- オ 消防活動  
消防機関と協力した消火活動
- カ 道路等交通上の障害物の排除  
放置すれば人命、財産の保護に影響がある障害物の除去
- キ 応急医療、救護及び防疫の支援  
応急医療活動等への支援
- ク 通信支援  
被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- ケ 人員・物資の緊急輸送  
緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の輸送支援
- コ 炊飯及び給水等の支援  
被災者に対する炊飯、給食・給水及び入浴の支援

サ 宿泊支援

被災者に対する宿泊支援

シ 危険物等の保安、除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

ス その他

その他知事が必要と認める事項

## 第2節 災害派遣要請の手続き

○知事は、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定並びに自衛隊との協定書に基づき、陸上自衛隊第14旅団長に自衛隊の派遣を要請します。

○自衛隊の自主派遣が実施された後でも、知事が派遣要請を行うことにより、その時点から知事の要請に基づく派遣とします。

○知事は、災害派遣要請の可能性が高いときは、自衛隊に連絡員の派遣を求めます。

○市町村長は、災害派遣を必要と判断した場合、知事に対し派遣を要請します。

○市町村長は、特に緊急を要し、知事に要請出来ないときには、速やかに最寄りの自衛隊に状況を連絡します。

○知事の要請、市町村長の連絡は文書によりますが、いとまがないときは、電信・電話等で行い、事後速やかに文書を提出します。

○要請等文は、次の事項を記載します。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

○県、市町村、自衛隊との連絡体制は、県が中心となって調整します。

### －要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）等－

○自衛隊は、震度5強以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達することとします。

○状況から、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣するものとします。

この場合においても、出来る限り早急に知事と連絡を取ることとします。

○自主派遣の基準は、次のとおりです。

ア 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき

イ 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき

ウ 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関するものと認められるとき

- エ その他上記に準じ、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

### 第3節 派遣部隊の受入体制

- 知事及び市町村長は、災害派遣が決定されたとき、派遣部隊の活動に必要な資機材や施設、連絡体制の準備など受入れ体制を整えます。

### 第4節 派遣部隊の業務及び撤収等

#### (1) 派遣部隊の業務

- 派遣部隊は、関係機関と連携を密にし、主として人命及び財産の保護のため活動を行うこととします。

#### (2) 派遣部隊の撤収

- 市町村長は、災害派遣の目的が達成されたとき又は必要がなくなったときは、速やかに知事に対して撤収要請を行います。

- 知事は、当該市町村及び自衛隊と協議し、派遣の必要がなくなったと認められたときは、文書をもって撤収の要請をします。

ただし、手続き上で日数を要するときは、口頭又は電話等によって依頼し、その後速やかに文書を提出します。

- 撤収の要請文は、次の事項を記載します。

ア 災害の終末又は推移の状況

イ 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機等の概数

ウ 撤収日時

エ その他必要事項

- 派遣命令者は、派遣部隊の撤収を命じた場合は、その旨を知事に通知することとします。

#### (3) 使用資機材の準備及び経費の負担区分

- 自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費を負担することとします。

(ただし、離島に対するフェリーの経費を除く。)

- 県及び市町村は、活動のための資機材、宿泊施設等の借上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等に要する経費を負担することとします。

#### (4) 災害救助のための無償貸与及び譲渡

##### [無償貸与]

- 自衛隊は、期限を定め応急復旧特に必要な物品を貸付けることが出来ます。

- 期限は次のとおりです。

◇災害救助法による救助を受けられるまでの期間

◇災害救助のため必要な期間（3ヶ月以内）

〔譲渡〕

- 自衛隊は、緊急を要するときは食料品、飲料水、医薬品など救援物資を譲渡することが出来ます。
- (5) 災害派遣期間における権限
  - 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条、第64条、第65条及び第76条の3第3項の規定に基づく権限を有します。
- (6) 災害対策用臨時ヘリポート
  - 知事及び市町村長は、予め選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知します。

# 第4編 災害復旧・復興対策

## 第1章 災害復旧対策

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

#### 1 基本方向

- 迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討を行います。
- 復旧・復興の基本方向を決定します。
- 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成します。

#### 2 計画的復旧・復興

- 被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行います。

#### 3 財産措置等

- 応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財産支援を求めます。

### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

#### 1 被災施設の復旧等

- 物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、市町村等を支援します。
- 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行います。
- 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努めます。
- ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努めます。

#### 2 がれきの処理

- がれきの処理処分方法を確立します。

- 仮置場、最終処分地を確保します。
- 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行います。
- 適切な分別を行い、リサイクルに努めます。
- 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行います。
- 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行います。

## 第2章 復興計画

### 第1節 復興計画の進め方

#### 1 復興計画の作成

- 可及的速やかに実施するため、復興計画を作成します。
- 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進めます。
- 復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県市町村等との連携、国との連携、広域調整）を行います。

#### 2 災害に強いまちづくり

- (1) 災害に強く、より快適な都市環境整備
  - 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施します。
  - 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努めます。
- (2) 復興のための市街地の整備改善
  - 被災市街地復興特別措置法等を活用します。
  - 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努めます。
  - 土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。
- (3) 河川等の治水安全度の向上等
  - 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努めます。
  - 都市公園及び河川公園（緑地を含む）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と強力を得るように努めます。
- (4) 既存不適格建築物
  - 防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めます。
- (5) 新たなまちづくりの展望等
  - 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行います。

## 第2節 被災者等の生活再建等の支援

### 1 災害弔慰金の支給等

- 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行います。
- 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者のうち、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金（生活関係経費は最高100万円、居住関係経費は最高200万円、合計で最高300万円）を支給することにより、その自立した生活の開始を支援します。（被災者生活再建支援法）
- 市町村は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付します。

### 2 税及び医療費等負担の減免等

- 税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ります。
- 災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更生を支援します。

### 3 住宅確保支援策

- 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行います。
- 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営・公団等の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援します。
- 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、住宅金融公庫法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行います。

### 4 広報連絡体制の構築

- 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置します。
- 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築します。

## 5 災害復興基金の設立等

○被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討します。

## 6 精神保健支援対策

○被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健相談所を設け、精神的支援を行います。

### 第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

#### 1 設備復旧資金等の貸付

○被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等や災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行います。

#### 2 経済復興対策

○地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努めます。

#### 3 相談窓口の設置

○被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置します。

## 第5編 重点的な取り組み

これからの南海地震対策は、テーマを設定し、段階的に取り組みを進めます。

まず、第1期（5ヶ年程度）として、予防、緊急応急対策に力点を置いた、地震直後の強い揺れ、大津波から「いのち」を守る取り組みを進めます。

次の3つを重点施策を基本として推進します。

- 強い揺れから身を守る対策
- 大津波から避難する対策
- 震災に強い人・地域づくり対策

### 第1章 強い揺れから身を守る対策

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊、タンス、食器棚などの家具等の転倒から身を守るための取り組みを進めます。

#### 1-1 建物の倒壊から身を守る

- 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替の促進を図ります。  
（県、市町村）
- 公共建築物の耐震化について計画的に進めます。  
（県、市町村）
- 民間の建築物の耐震化について支援策を検討、推進します。  
（県）

#### 1-2 家具等の転倒から身を守る

- 個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進めます。  
（県、市町村）
- 公共的な建築物の書棚・器具等の転倒防止を推進します。  
（県）

#### 1-3 揺れを感じたときの行動を身につける

- 身を守る行動指針を定め、普及啓発に努めます。  
（県、市町村）
- 家庭での防災用品や非常食料の備えを推進します。  
（市町村）
  
- 地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援します。  
（県、市町村）

#### 1－4 火災による被害をおさえる

- 密集住宅市街地の改善を進めます。  
(市町村)

## 第2章 大津波から避難する対策

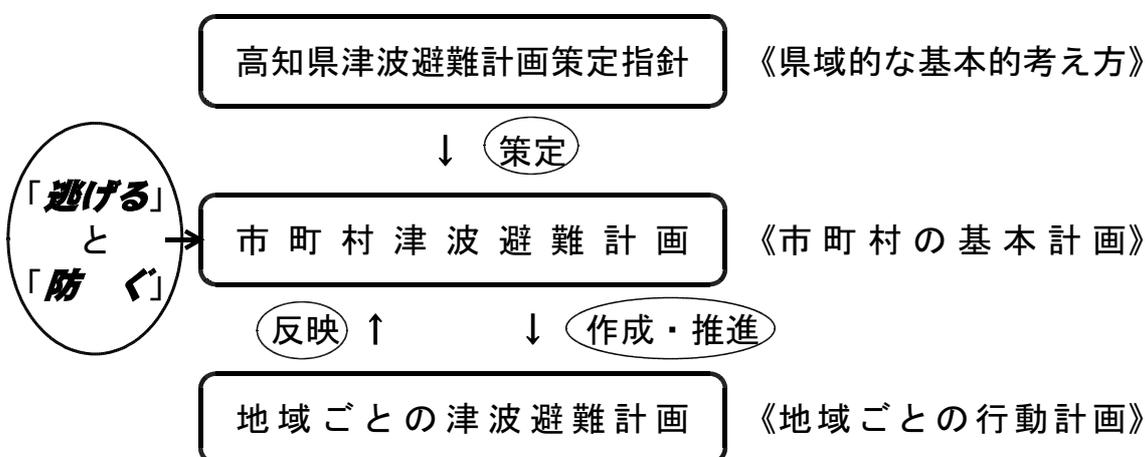
南海地震発生後、早いところで3分、遅くとも30分までに大津波が沿岸域を襲います。

そのため、「逃げる」ための避難対策（ソフト）を推進し、「防ぐ」対策（ハード）でこれを支援、補強します。

津波対策は、到達時間、津波の高さ、浸水予想範囲、避難対象地区など地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要があります。

そのため、市町村や地域ごとの津波避難計画を作成し、住民と行政が協力し、地域を挙げての津波避難対策を推進します。

### 【津波避難対策の進め方】（「市町村津波避難計画策定指針」より）



### 2-1 津波の危険性を知る

○河川の遡上や時間を追った浸水状況の予測など浸水予測の充実を図ります。

（国、県、市町村）

○地域での学習会・研修会を支援します。

（県、市町村）

○過去の浸水の痕跡の明示や観光地において注意喚起を促す看板の設置など津波に対する危険性を明らかにする各種の表示を推進します。

（国、県、市町村）

○住民、民間及び行政が必要な津波災害に関する情報のデータベースの共有化を図ります。

（県、市町村）

## 2-2 津波の発生を知る

- 津波発生を迅速に住民に伝達するための多様な情報伝達手段の整備を図ります。  
(県、市町村)
- 港湾、漁港など津波危険地域にある施設の利用者に津波発生と避難場所を伝える情報伝達手段の整備を図ります。  
(各施設管理者)
- 観光客や海水浴客など土地に不案内な方々への情報伝達手段の整備を図ります。  
(県、市町村)
- 津波観測情報をいち早く伝えるため、津波観測施設の整備及びネットワーク化を図ります。  
(県)

## 2-3 津波から避難をする

- 緊急的な避難のため地域住民が設定する避難路や避難場所の整備の支援を行います。  
(県、市町村)
- 時間的に避難が難しい地域での避難対策について検討します。特に、周囲に高台等がない地域では、津波避難ビル等の整備・指定を推進します。  
(国、県、市町村)
- 地域の重要な避難路を確保するため、住宅やブロック塀の倒壊防止対策を進めるとともに、道路や橋梁の安全性を高めます。  
(国、県、市町村)
- 夜間の停電時も想定し、自立性の避難誘導標識や避難場所標識の整備を推進します。  
(県、市町村)
- 要援護者及び援護者が安全に避難できる体制を整備します。  
(県、市町村)
- 学校、PTA、自主防災組織など地域ぐるみの避難訓練の推進を図ります。  
(県、教育委員会、市町村)
- 市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び技術指導を行うとともに、次の点について市町村に対し協力するものとし、  
なお、この場合、高齢者、子ども、病人、障害者等災害時要援護者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施します。  
(1) 特別措置法第6条第1項の規定に基づき市町村が定める推進計画に定めるところにより、県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力

- (2) 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置
- 居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施します。
- (県)

#### 2-4 避難の安全性を高める

- 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は可能な限り、水門・陸閘等の閉鎖を行い、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとします。
- また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとします。
- 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとします。
- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
  - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
  - (3) 津波を防ぐための水門や陸閘等の平常時における管理方法
  - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
  - (5) 同報無線の整備等の方針及び計画
- 津波発生後安全が確認できるまで危険地域への進入を禁止するなど二次災害の防止を図ります。
- (県警察、県、市町村)
- 優先度評価を行い、防災施設の改修、整備を計画的に進めます。
- (国、県、市町村)

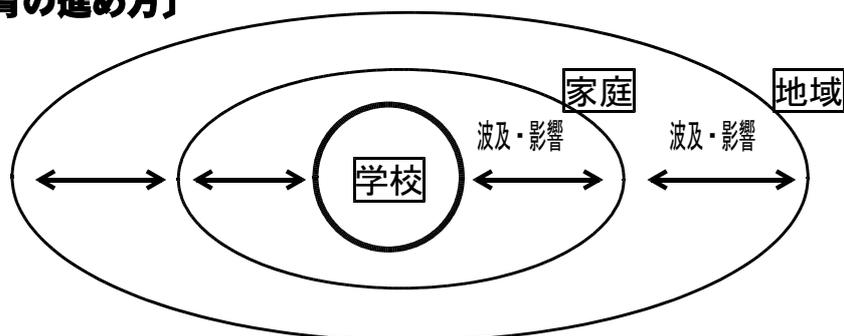
### 第3章 震災に強い人・地域づくり対策

これから社会の中心となる若い世代を中心とし、地震・津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進します。

こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災教育を進めることにより、県全体の防災力の向上を図ります。

また、公共施設は、平常時から「防災」の視点を盛り込んだ整備を図ることとします。

#### 【防災教育の進め方】



#### 3-1 学校・地域での防災教育

- 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進します。  
(県、教育委員会、市町村)
- 学校、家庭、地域が一体となった防災への取組みを推進します。  
(県、教育委員会、市町村)
- 私立学校も含め教職員の防災研修を推進します。  
(県、教育委員会、市町村)

#### 3-2 一般住民への防災教育

- 南海地震に備える県民の自助を支援するための情報提供を行い、県民自身による地震防災対策を促進します。(県、市町村)
  - ・南海地震に備える県民のための小冊子の作成
  - ・南海地震ホームページの作成
  - ・南海地震情報コーナーの設置

### 3-3 防災のエキスパートの養成

- 防災関係機関の職員の地震・津波に関する正しい知識と行動の修得に努めます。  
(防災関係機関、県、市町村)
- 自主防災活動を担う人材の育成を図ります。  
(県、市町村)
- 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進します。  
(県、市町村)
- 日ごろから防災活動を実施するNPOやボランティアへの支援を行います。  
(県)

### 3-4 防災の視点に立った公共施設の整備

- 地震防災緊急事業五箇年計画（第1編第7節を参照）に基づき各種の施設整備を進めます。  
(国、県、市町村)
- 防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図ります。  
(国、県、市町村)

### 3-5 技術的・財政的支援

- 国に対して地方の実施する地震防災対策について、技術的・財政的な支援を要請します。  
(県、市町村)
- 国の観測・予知体制の強化を要請します。  
(県、市町村)
- 計画づくり、課題対策、関係機関との調整、情報提供などについて、国や防災関係機関の協力を得て、市町村や地域の取組みに対して支援を行います。  
(県)

# 別 表

## 別表1 地震に関する情報

地震に関する情報には、次のものがあります。

|                |  |
|----------------|--|
| 1) 震度速報        | 地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。(報道機関を通して発表)  |
| 2) 震源に関する情報    | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。                           |
| 3) 震源・震度に関する情報 | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。<br>なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。 |
| 4) 各地の震度に関する情報 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。  |
| 5) 地震回数に関する情報  | 地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。  |

別表2 津波予報の内容と津波に関する情報について

① 津波予報・津波情報の種類

| 予報・情報の種類                  | 内 容  |
|---------------------------|--|
| 津波予報                      | 津波の発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波警報（大津波、津波）または津波注意報（津波注意）を発表する。<br><⇒下表②> |
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表する。                                   |
| 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報   | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。  |
| 津波観測に関する情報                | 実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。  |

注) 1. 津波の高さを予想及び観測する高知県の地点は室戸市室戸岬、高知、土佐清水です。

② 津波予報の種類及び解説

| 予報の種類 |      | 解 説                                   | 発表される津波の高さ        |
|-------|------|---------------------------------------|-------------------|
| 津波注意報 | 津波注意 | 高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。    | 0.5m              |
| 津波警報  | 津波   | 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。      | 1m、2m             |
|       | 大津波  | 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。 | 3m、4m、6m、8m、10m以上 |

注) 1. 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知します。

2. 「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その地点に津波がなかったとした場合の潮位（平滑したもの）との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

③ 津波予報区

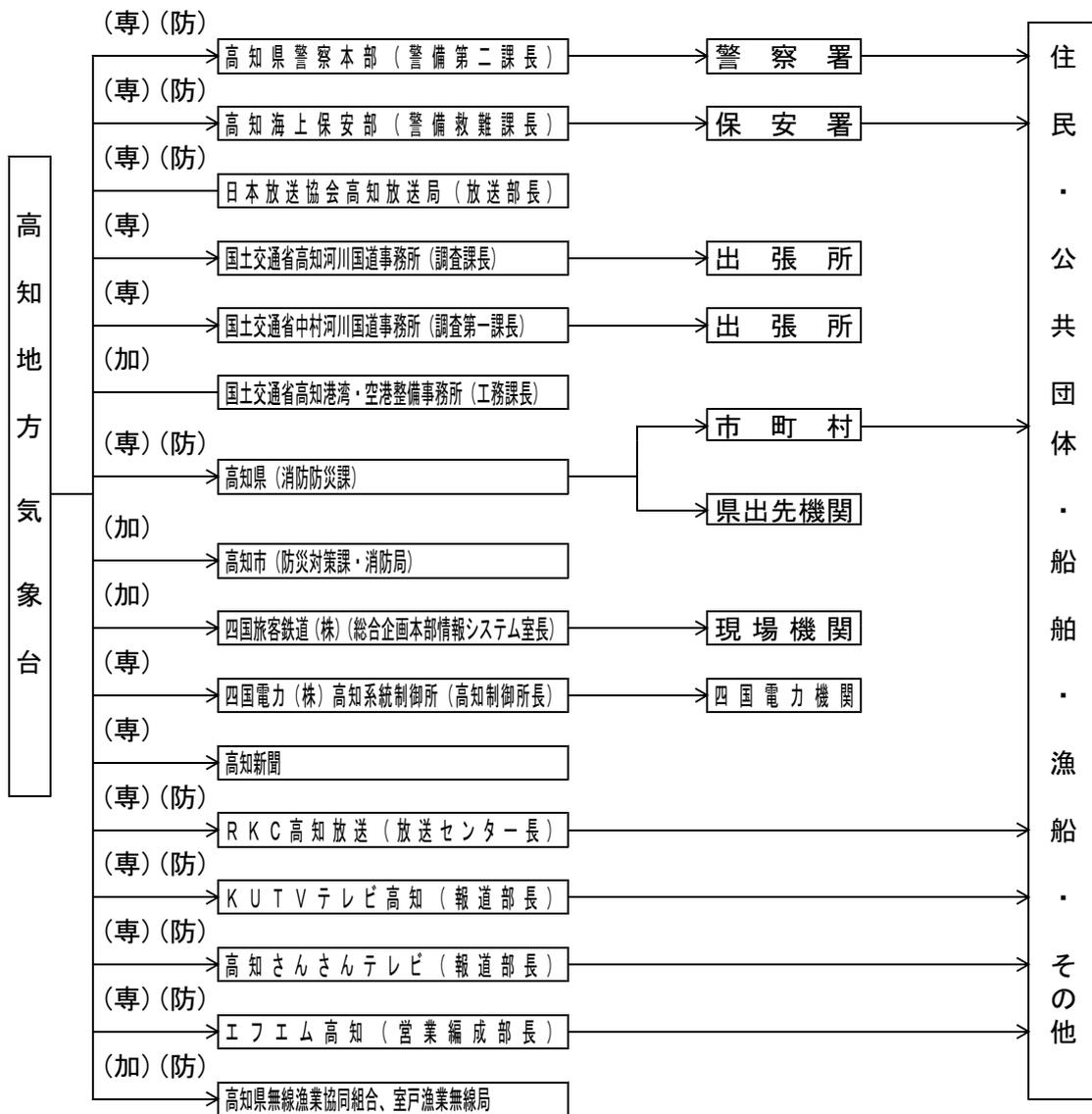
高知県沿岸は、全域が1つの予報区で、予報区名称は「高知県」となっています。

④ 市町村の長が行う津波警報及び避難勧告等

災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった市町村の長は、津波警報を行うことができます。

また、津波警報を受け取る以前において、津波発生のおそれを確認した市町村の長は、住民等に海浜から退避するよう勧告又は指示するものとします。

別表3 地震及び津波に関する情報の伝達系統

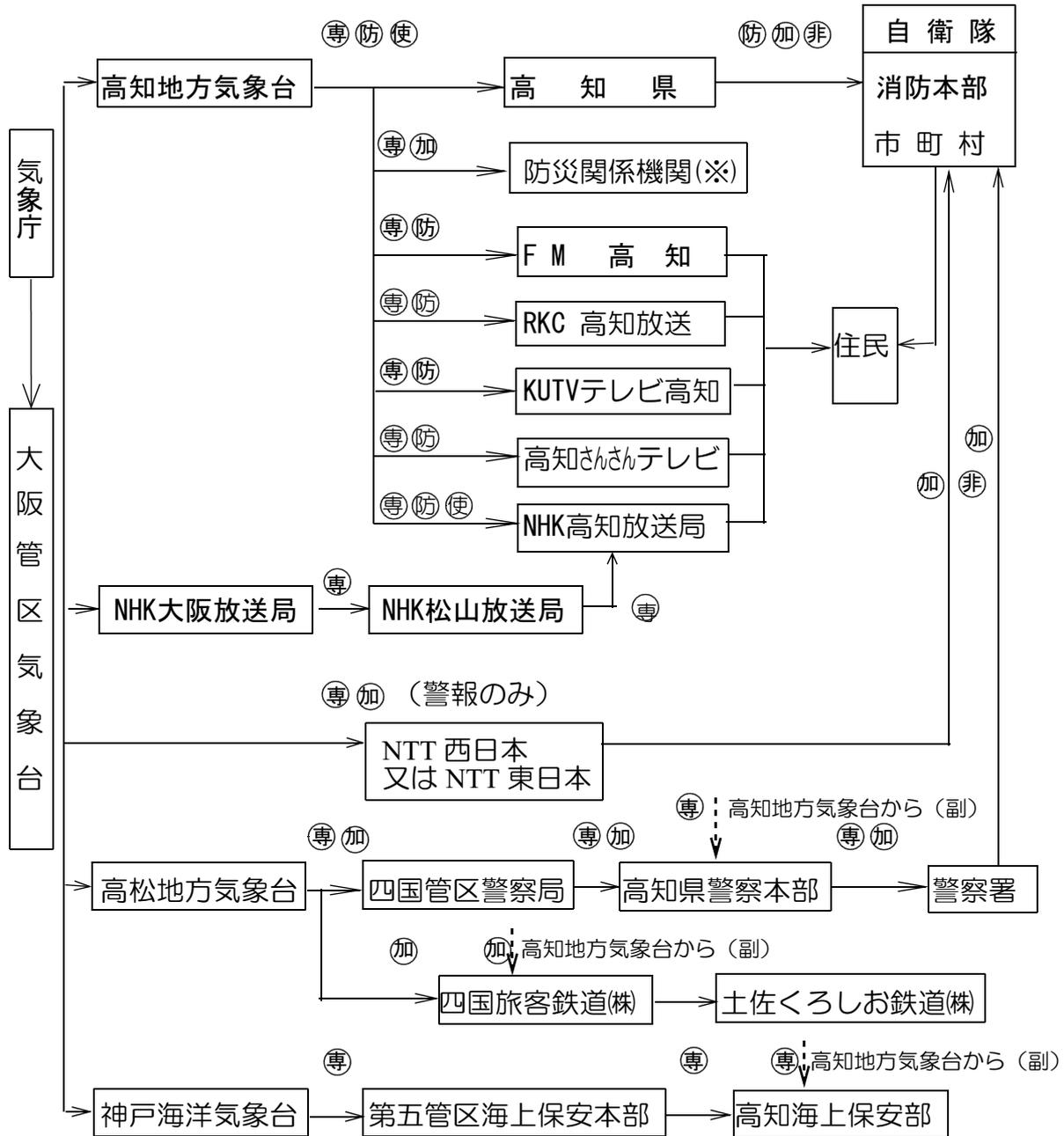


(加) : 加入電話 (防) : 防災行政無線 (専) : 専用線  
(Fネットを含む)

別表4 津波予報の伝達系統

ア 大阪管区气象台から発表される津波予報（近地地震による津波）の通報系統は次のとおりとします。

また、気象庁から発表される津波予報（遠地地震による津波）は、大阪管区气象台、高松地方气象台及び高知地方气象台に通報され、その後は同様のルートで伝達されます。



※) 防災関係機関：国土交通省高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、高知港湾・空港整備事務所、四国電力(株)高知系統制御所、高知新聞、高知県無線漁業共同組合室戸漁業無線局

|                    |          |           |       |
|--------------------|----------|-----------|-------|
| 加：加入電話<br>(Fネット含む) | 防：防災行政無線 | 使：不通時使送する | 専：専用線 |
| 非：非常無線             |          |           |       |

(伝達ルート上に優先使用順に記載)

# 資 料



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

|                                |       |                  |  |
|--------------------------------|-------|------------------|--|
| 第 号                            |       | 年 月 日            |  |
| 緊急通行車両確認証明書                    |       |                  |  |
|                                |       | 知 事 ⑩<br>公安委員会 ⑩ |  |
| 番号標に表示されている番号                  |       |                  |  |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） |       |                  |  |
| 使用者                            | 住所    | ( ) 局 番          |  |
|                                | 氏名    |                  |  |
| 通行日時                           |       |                  |  |
| 通行経路                           | 出 発 地 | 目 的 地            |  |
|                                |       |                  |  |
| 備 考                            |       |                  |  |

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

---

|             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 平成 6 年度     | 震災対策編作成                              |
| 平成 8 年度     | 震災対策編修正                              |
| 平成 15 年度    | 震災対策編修正                              |
| 平成 16 年度    | 東南海・南海地震防災対策推進対策編作成                  |
| 平成 18 年 2 月 | 震災対策編修正案作成<br>(東南海・南海地震防災対策推進対策編を統合) |
| 平成 18 年 2 月 | 内閣総理大臣協議                             |
| 平成 18 年 5 月 | 内閣総理大臣承認                             |

## 高知県地域防災計画（震災対策編）

—— 平成 18 年 5 月修正 ——

### 高知県防災会議

事務局 高知県総務部消防防災課  
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
TEL 088-823-9096

---